

国住指第1338号
令和3年9月1日

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う
建築士法等の一部改正について（技術的助言）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第224号。以下「整備令」という。）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和3年国土交通省令53号。以下「整備省令」という。）は、令和3年9月1日から施行されることとされている。

については、今回施行される整備法による改正後の建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）、整備令による改正後の建築士法施行令（昭和25年政令第201号。以下「令」という。）、整備省令による改正後の建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「規則」という。）の運用について、下記のとおり通知する。

貴団体におかれては、貴団体の会員及び関係者に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、各都道府県知事に対しても、この旨通知しているので、申し添える。

記

1. 設計図書の作成及び保存に係る運用について（法第20条第1項、第20条の2第3項及び第20条の3第3項の関係）

法改正により設計図書への押印は不要とされた。

また、国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第26号。）の改正により、設計図書を電磁的記録により作成しよう

とする場合は、設計図書に記名されていれば足りることとし電子署名を行う必要がなくなることとされた。

なお、設計図書を電磁的記録により保存しようとする場合は、あらかじめ許可した者以外のアクセス制限、保存データへのアクセスログの記録又は保存データのバックアップによる対応等により、電磁的記録が保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるようにすること。当該電磁的記録については、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持（特に保存期間中においてはデータを読み込める形式とすることやソフトウェアのアップデートへの対応）等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

2. 重要事項説明書の交付に係る運用について（法第 24 条の 7 第 3 項、規則第 22 条の 2 の 3 の関係）

法改正により、重要事項説明の際に、管理建築士その他の建築士事務所に属する建築士が建築主に対して交付する重要事項に係る書面（以下「重要事項説明書」とする。）について、当該書面の交付に代えて、建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子メール等による電磁的方法により提供することができることとされた。電磁的方法によって提供する際に用いる情報通信の技術の基準については、以下に適合するものでなければならないこととされた。

- ・ 建築主が出力することにより書面を作成できること
- ・ 改変を防止するための措置を講じていること

改変を防止するための具体的な措置とは、ファイルの改変を行えないようファイルの種類を PDF 形式とすること等とする。

なお、重要事項説明書を電磁的に交付する方法については、「ITを活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る重要事項説明実施マニュアル」（別添）を、令和 2 年に実施した社会実験の結果も踏まえて、改訂したため、詳細については同マニュアルを参照されたい。

3. 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（以下「構造計算証明書」とする。）及び工事監理報告書の交付に係る運用について（規則第 17 条の 16、規則第 4 号書式及び規則第 4 号の 2 書式の関係）

規則改正により構造計算証明書（規則第 4 号書式）の建築士の印及び証明書と構造計算書にすることとされている割印は不要とされた。ただし、構造計算証明書と構造計算書の一体性を担保するために、書面により交付する場合においては、構造計算証明書と構造計算書をファイル等にまとめて綴じること、電磁的方法により交付する場合においては、構造計算証明書と構造計算書を PDF ファイル等において一つのファイルにまとめることとする。

また、規則改正により工事監理報告書（規則第4号の2書式）の建築士の印は不要とされた。また、工事監理報告書を電磁的方法により提供する場合における情報通信の技術的基準について、規則第17条の16第2項第2号の規定を「改変を防止するための措置を講じていること」に改めることとされた。改変を防止するための具体的な措置とは、ファイルの改変を行えないようファイルの種類をPDF形式とすること等とする。

以上

(別添)

ITを活用した建築士法に基づく
設計受託契約等に係る重要事項説明
実施マニュアル

令和3年9月1日

国土交通省
住宅局 建築指導課

ITを活用した建築士法に基づく

設計受託契約等に係る重要事項説明 実施マニュアル

目次

1.IT を活用した重要事項説明 (IT重説) 背景と概要	2
2.IT重説において建築士が行うべきこと	4
(1) IT重説の実施において遵守すべき事項	4
(2) IT重説の実施において留意すべき事項	9
(3) 個人情報保護法・情報管理に関する対応	10
3.IT重説で必要とされる IT 環境	11
(1) 機器について	11
(2) インターネット回線について	12
(3) ソフトウェア等について	12

1. ITを活用した重要事項説明(IT重説) 背景と概要

建築士法(昭和25年法律第202号)第24条の7第1項において、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士をして、重要事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない旨規定されています。

本規定については、従来、対面による説明を行うことを前提に運用されてきましたが、「ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の実施について」(令和2年5月1日付国住指第232号)において、新型コロナウイルス感染症の拡大等に鑑み、テレビ会議等のITを活用した重要事項の説明(以下「IT重説」という。)を行った場合についても、当面の暫定的な措置として建築士法第24条の7第1項の規定に基づく説明として扱うこととしました。

また、「ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の社会実験について」(令和2年6月10日付事務連絡)に基づき、中長期的なIT重説の在り方について、社会実験の実施及びその結果の検証等を実施しました。

社会実験の結果、IT重説について特段の問題が見られなかったことから、今後はIT重説を暫定的な措置ではなく恒久的に建築士法第24条の7第1項に基づく説明として取り扱うこととし、社会実験におけるアンケートの特徴的な意見を踏まえて、社会実験における運用指針(「ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明 運用指針」をいう。)から記載の追加、見直しを行い、本実施マニュアルを策定しました。

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の改正による建築士法等の改正により、令和3年9月1日から重要事項を記載した書面の交付に代えて、建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが可能となりました。本改正に伴い、実施マニュアルの改訂を行っております(前回の実施マニュアルから記載の追加、見直しをした部分については、参考資料をご参照ください)。

契約にかかる紛争等を事前に防止するためには、ITを活用した場合であっても契約の締結に際し、建築主により設計等の内容や業務体制等が的確に示されることが必要です。本実施マニュアルでは、対面の重要事項説明と同様に、建築士法第24条の7第1項に定める重要事項説明として取り扱うため、以下の6つの要件を示しています。

- ①建築主の事前同意
- ②建築主のIT環境の事前確認
- ③重要事項説明書の電磁的方法による提供
- ④IT重説の開始前の建築主の準備の確認

- ⑤建築主の本人確認
- ⑥建築士免許証等の確認

2. IT重説において建築士が行うべきこと

(1) IT重説の実施において遵守すべき事項

① 建築主の意向確認・事前同意

建築士又はその補助者は、重要事項の説明は、対面による方法か、IT重説による方法か、建築主がその希望・ニーズに応じて適切に選択できるよう、建築主の意向を事前に確認し、IT重説により実施することの同意を得る必要があります。

意向の確認の手法についての定めはありませんが、トラブル防止の観点から、書面やメール等の記録として残る方法で事前同意を得る必要があります。

② 建築主のIT環境の事前確認

IT重説では、「その内容を十分に理解できる程度に、映像を視認でき、かつ、音声を聞き取ることができる」とともに、双方向でやりとりできる環境において実施していることが重要となります。

そのため、建築士又はその補助者は、IT重説の実施に当たっては、IT重説で求められるやり取りが十分可能なIT環境を、建築主が用意できることを確認する必要があります。なお、具体的なIT機器やサービスに関する仕様等は定めていません。

また、あわせてIT重説の日時を確認します。

表 1 建築主のIT環境についての確認項目・内容(例)

確認項目	確認内容
・ 建築主のIT環境が、建築士が利用を予定するテレビ会議等のソフトウェア等に対応可能であること。	・ 建築士が利用を予定するテレビ会議等のソフトウェア等に建築主のIT環境が対応していない場合には、IT重説が実施できないため、建築主が利用を予定する端末やインターネット回線等について確認する。
・ 建築士が利用を予定するテレビ会議等のソフトウェア等の利用に必要なアカウント等 ¹ を建築主が有していること(建築士が利用者のアカウントを用意する場合には、確認不要)。	・ IT重説で使用するテレビ会議等のソフトウェア等によっては、アカウント等の取得が必要となる場合もあるため、建築士は、建築主のアカウント等の有無について確認する。
・ 建築主が「3. IT重説で必要とされるIT環境」で示す要件を満たす機器等を利用すること。	・ 建築主の情報ツールが「3. IT重説で必要とされるIT環境」で示す要件を満たすことを、建築士は確認する。

¹ 例えば、Skype(米Microsoft社の登録商標)やLINE(LINE株式会社の登録商標)のビデオ通話サービス等を利用する場合は該当。

③ 重要事項説明書の電磁的方法による提供

IT重説は、重要事項説明を行う際に交付する書面（建築士法24条の7第1項に規定する書面。以下「重要事項説明書」という。）がある状態で行われることが必要です。この重要事項説明書を電磁的に提供する場合は、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「規則」という。）第22条の2の3の規定に基づき、以下のいずれかの方法で行う必要があります。

- a) 建築士が書面に記載すべき事項を記録したファイルを電子メール等により送信し、建築主のPCにおいて保存する方法
- b) 建築士が書面に記載すべき事項を記録したファイルをホームページ等にアップロードし、建築主が当該ファイルを保存する方法（建築主に事前又は事後にファイルを取得可能となっていることを通知する必要があります。）
- c) 書面に記載すべき事項を記録したファイルをCD-ROM等の電子媒体により交付する方法

ただし、上記のいずれの方法で行う場合であっても、以下の基準を満たす必要があります。

- ・建築主が出力することにより書面を作成できること
- ・ファイルの改変を防止する措置を講じていること

改変を防止するための具体的な措置とは、ファイルの改変を行えないようファイルの種類をPDF²ファイル形式とすること等とします。

また、トラブル防止の観点から重要事項説明書を電磁的に提供することについて、事前に建築主から承諾を得ておく必要があります。承諾を得る際にはあらかじめ建築主に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容として、規則第22条の2の4の規定に基づき、以下を示しておくことが必要となります。

- ・上記 a)～c) に規定する情報通信の技術を利用する方法のうち、建築士が使用するもの
- ・ファイルへの記録の方式

なお、建築士が建築主から承諾を得る際には、規則第22条の2の5の規定に基づき、情報通信の技術を利用する場合は、上記の a)～c) のいずれかに準じた方法で行う必要があります（いずれの方法であっても、建築主が承諾の内容を書面により出力することが可能である必要があります。）。

² PDFとは、Adobe Systems社によって開発された、電子文書のためのフォーマットのことを指します。

④ IT重説の開始前の建築主の準備の確認

IT重説を実施する日時において、建築士又はその補助者は、IT重説の開始前に、今から建築主が重要事項説明書を確認しながら説明を受けることができる状態にあること及びIT重説を実施するためのIT環境が整っているかを確認する必要があります。確認後、建築士は適切なIT環境の下、建築主とテレビ会議等を開始します。

具体的には、建築士又はその補助者はIT重説の実施に際して、以下の確認を行います。

- ・建築主の映像や音声を、建築士側の端末等で確認できること
- ・建築士側の映像や音声を、建築主の端末で確認できること
- ・建築主に事前に送付している重要事項説明書を確認できる状況にあること

なお、双方の端末が接続していることを確認するためには、あらかじめ、準備の確認・接続の時間を事前に協議して決めておくほか、映像の視認又は音声の聞き取りができない状況が生じた場合の連絡手段として、IT重説に用いるソフトウェア以外での連絡手段も確保しておくことが考えられます。

表 2 端末における表示等に関して建築主に確認する内容(例)

表示内容	確認する内容
建築士又はその補助者が、建築主に確認する内容	・建築士側の映像が明瞭に視認できること (例えば、建築士の表情が判別できる等) ・建築士側の映像が動画として視認できること (例えば、静止画の状態が数秒続くことが連続することが生じない等) ・建築士側の音声が明瞭に聞き取れ、内容が判別できること (例えば、建築士の発する音声の意味が判別できる等)
建築士又はその補助者が、自らのIT環境について確認する内容	・建築主側の映像が明瞭に視認できること (例えば、建築主の表情が判別できる等) ・建築主側の映像が、動画として視認できること (例えば、静止画の状態が数秒続くことが連続することが生じない等) ・建築主側の音声が明瞭に聞き取れ、内容が判別できること (例えば、建築主の発する音声の意味が判別できる等)

⑤ 建築主の本人確認

建築主本人であることは重要事項説明における前提であるため、建築士はIT重説に際し、テレビ会議等の画面上で建築主が本人であることを確認する必要があります。

具体的には、建築士はIT重説の開始前に、テレビ会議等の画面上で公的な身分証明書(運転免許証等)や第三者が発行した身分証(社員証等)で、建築主が本人であることを確認することが考えられます。

⑥ 建築士免許証等の確認

建築士は、IT重説の開始前に、テレビ会議等の画面上で建築士免許証等を提示し、建築主が建築士免許証等を視認し、その資格を確認することが必要です。これは、建築士ではない者が重要事項の説明をすることや、建築士の名義貸しをすることを防止する観点で重要です。

建築士は、建築主のテレビ会議等の画面上に表示されている建築士免許証等の氏名を、建築主に読み上げてもらうこと等により、建築主が視認できていることを確認します。

また、建築士免許証の場合には、建築士は建築主に、建築士の画面上の顔と建築士免許証の写真の顔と比べ、同一人物であることを確認してもらいます。写真付きの建築士免許証等を持っていない場合は、例えば、公的な身分証明書(運転免許証等)や、第三者が発行した身分証(社員証等)を併せて提示します。

なお、画面に表示させる建築士免許証等については、顔写真、氏名及び登録番号等で足り、生年月日、本籍地欄については、建築士の個人情報保護の観点から、シールを貼ることも差し支えありません。

⑦ IT重説の実施について(重要事項の説明)

建築士はテレビ会議等を活用してIT重説を行う際には、以下に沿って実施する必要があります。

a) 説明を項目ごとに分けて実施

建築士は、説明を項目ごとに分け、その都度建築主の理解度等を確認し、質問の時間を設けるなど配慮することが必要です。また、その際必要に応じて資料の画面共有を中断し、双方で表情を確認しつつ行う必要があります。

b) 説明を中断した場合

IT重説を実施している途中で、何らかの理由で映像の視認や音声の聞き取りに支障が生じた場合には、建築士はIT重説を中断し、その支障となっている原因を把握して、支障がない状況にしてから、IT重説を再開してください。

なお、IT重説を中断した場合、建築主の希望・ニーズによって、残りの部分を対面による重要事項説明に切り替える対応も可能です。

c) 説明終了後

建築士は、説明が終わった際に、説明内容に理解できない部分はなかったか、説明に問題はなかったか、音声や映像が途切れることがなかったか等について、必ず建築主に確認を行い、建築主が適切に理解できるまで説明を行う必要があります。

なお、b)と同様に、建築主の希望・ニーズによって、対面による重要事項説明に切り替える対応も可能です。

(2)IT重説の実施において留意すべき事項

○ 録画・録音への対応

IT重説の実施状況について、録画・録音により記録を残すことは、トラブルが発生したときの解決手段として有効と考えられますが、重要事項説明には、建築士や建築主の個人情報が含まれている場合がありますので、プライバシーに十分に配慮することが必要です。また、IT重説の実施の記録については、断片的に記録されたり、編集されたりすることによって、本来実施された内容と異なる記録が残るケースも想定されます。

そのため、建築士は、録画・録音を行う場合には、以下のような対応が適切であると考えられます。

- ・IT重説の実施中の状況について、録画・録音をする場合には、事前に利用目的を可能な限り明らかにして、建築士と建築主の双方了解のもとで必要な範囲で行う。
- ・なお、建築主側の映像・音声の録画・録音については、建築主のプライバシーに最大限配慮し、原則として避けることとする。
- ・重要事項説明の実施途中で、録画・録音をすることが不適切であると判断される情報が含まれる場合（例えば、説明の関係者の機微情報等が含まれる場合等）については、適宜、録画・録音を中断する旨を建築主にも伝え、必要に応じて録画・録音の再開を行う。
- ・建築士が録画・録音により記録を残す場合、建築主の求めに応じて、その複製を提供する。

なお、建築士が取得した録画・録音記録については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に則った管理が必要となり、IT重説以外で取得した個人情報と併せて、適切な管理を行うことが求められます。

(3) 個人情報保護法・情報管理に関する対応

IT重説の実施によって得た情報の中には建築主等の個人情報が含まれるため、建築士は適切に管理する必要があります。なお、個人情報の取扱いは、

- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)

等に基づく必要があります。

建築士が、建築主から、個人情報の利用目的等に関する同意の取得、またはこれに関連する通知・公表等を行っている場合、その効果は建築主のみに生じます。そこで、IT重説を実施している際に、例えば建築主以外の方が参加した場合には、その方についても同様に、利用目的等に関する同意の取得や公表等の内容の確認をしてもらうことが求められます。

建築士が取得した録画・録音記録については、建築士が行う個人情報の管理と同様に扱うことになります。したがって、保存期間についても、原則として他の建築主の情報と同様に対応することになります。ただし、録画・録音記録を取得する趣旨が、建築主とのトラブル回避が目的である場合には、録画・録音記録を廃棄することで、建築主が不測の損害を被らないよう、留意する必要があります。

なお、録画・録音に関しては、建築主が録画・録音記録の取得を希望する場合があります。また、建築士の承諾を得ないで、建築主が一方的に録画・録音するケースもあります。そのため、事前に建築士から建築主に対し、建築士や建築主等の個人情報が含まれている場合があることから、同意を得ないで録画・録音することは適切ではない旨の説明をすることが望ましいと考えられます。

3. IT重説で必要とされるIT環境

IT重説で必要とされるIT環境については、一定の機能を有していることが求められています。ここではその具体的な考え方について紹介します。

(1) 機器について

IT重説で用いられるテレビ会議等については、建築士事務所等に設置されたテレビ会議システム、パソコン、タブレット端末等を利用したテレビ会議等、様々な方法によることが想定されます。求められる機能を満たすため、IT重説に使用する機器は少なくとも以下の点に留意する必要があります。

① 端末

IT重説を実施する端末(パソコン、タブレット端末、スマートフォン)や使用するOSの種類については、特定のものである必要はありません。

また、IT重説においては、インターネットに接続して端末を利用する機会が多いため、セキュリティを確保する必要があります。

② 画面・カメラ

IT重説において使用するディスプレイ等の画面については、大きさや機能、解像度等について一定の性能が必要となります。特に建築主の画面については、建築士免許証等を確認できることが必要ですので、建築士免許証等に記載されている文字が確認できる程度の大きさや、拡大機能、解像度等が必要です。また、カメラの性能についても同様です。

③ マイク・音響機器

IT重説において使用するマイクについては、建築士及び建築主の音声の内容を判別するのに十分な性能を有する必要があります。また、音響機器についても、説明や質問等の内容が判別できる十分な性能を有する必要があります。

(2) インターネット回線について

IT重説において使用するインターネット回線については、ブロードバンド回線が想定されますが、以下の要件が必要です。

- ・建築士及び建築主が動画及び音声を一体的な一連のものとして送受信できること
(例えば、静止画の状態が数秒続くことが連続することが生じない等)。
- ・重要事項説明の開始から終了の間、継続して維持できること

(3) ソフトウェア等について

IT重説を実施する場合に、テレビ会議等の機能を持つソフトウェアやサービスを利用することが必要となります。いずれのサービスを利用する場合でも双方向でやりとりできるIT環境において実施する必要があります。

表 3 IT重説で利用されるテレビ会議等のサービス(例)

種類	サービスの概要
テレビ会議サービス型 (メッセージングアプリを含む)	テレビ会議の機能を提供するもの。メッセージングアプリの機能として、動画通信サービスが含まれているものも含む。利用に当たっては、アカウント取得や設定等を行う必要がある場合がある。 例： Webex Meetings、Microsoft Teams、Zoom、Skype、Google Meet、LINE、Slack、Chatwork
テレビ電話サービス型	電話の機能として、ビデオ通話サービスを提供するもの。利用者側で行う設定はほとんどない。同じキャリアやサービスを利用する必要がある。最も簡単に利用できる反面、機能も最も限定される。 例： 各キャリア提供テレビ電話サービス、Facetime

- ※Webex Meetings は米シスコシステムズ社の登録商標
- ※Microsoft Teams は米 Microsoft 社の登録商標
- ※Zoom は米 Zoom ビデオコミュニケーションズ社の登録商標
- ※Skype は米 Microsoft 社の登録商標
- ※Google Meet は米 Google LLC 社の登録商標
- ※LINE は LINE 株式会社の登録商標
- ※Slack は米 Slack 社の登録商標
- ※Chatwork は Chatwork 株式会社の登録商標
- ※Facetime は米 Apple 社の登録商標

建築士法等の改正により記載の追加、見直しをした部分

記載の追加、見直しをした部分	該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> 重要事項説明の際に、建築士が建築主に対して交付する重要事項説明書について、書面に代えて、電磁的方法により提供する方法を規定。 	<p><u>2.(1)③関係</u></p>

国住指第1339号
令和3年9月1日

各建築士関係団体等の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う
建築士法等の一部改正について（技術的助言）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「整備法」という。）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第224号。以下「整備令」という。）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和3年国土交通省令53号。以下「整備省令」という。）は、令和3年9月1日から施行されることとされている。

については、今回施行される整備法による改正後の建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）、整備令による改正後の建築士法施行令（昭和25年政令第201号。以下「令」という。）、整備省令による改正後の建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「規則」という。）の運用については、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う建築士法等の一部改正について（技術的助言）（令和3年9月1日付国住指第1338号）」により国土交通省住宅局長から各建築士関係団体等の長あて通知されたところであるが、運用に係る詳細を下記のとおり通知する。

貴団体におかれては、貴団体の会員及び関係者に対しても、この旨周知方願いする。

なお、各都道府県知事に対しても、この旨通知しているので、申し添える。

記

1. 設計図書の作成及び保存に係る運用について

(1) 設計図書に係る押印規制の見直しについて（法第20条第1項、第20条の2第3項及び第20条の3第3項の関係）

一級建築士、二級建築士又は木造建築士（以下「一級建築士等」という。）

は、設計を行った場合又は設計図書の一部を変更した場合には、設計図書に一級建築士等である旨の表示をして記名・押印をすることとされており、また、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（以下「構造設計一級建築士等」という。）は、構造設計又は設備設計について法規適合性の確認をしたときは、設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士等である旨の表示をして記名・押印をすることとされているが、法第 20 条第 1 項、第 20 条の 2 第 3 項及び第 20 条の 3 第 3 項の改正により、当該設計図書への押印は不要とされた。設計図書を電磁的記録により作成する方法について、電子署名を行う必要はなくなるが、保存において一定の措置が必要なため、1.（2）①及び②を参照されたい。

（2）設計図書の電磁的記録による作成及び保存方法について

設計図書については、規則第 21 条第 4 項第 1 号に掲げる図書の保存が義務づけられているが、これを電磁的記録により作成及び保存する場合は、現在においても、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 16 年法律第 149 号。以下「e-文書法」という。）その他関係法令の定めるところにより、実施することが可能である。具体の保存方法については、原則として国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年国土交通省令第 26 号。以下「e-文書規則」という。）に基づき実施されるものであるが、今回e-文書規則が改正されることに伴い（別添 1）、その運用については特に以下の 2 点について留意されたい。

① 署名等の代替措置について

設計図書を電磁的記録により作成しようとする場合、設計図書への記名については、e-文書法第 2 条第 7 号の「署名等」に該当するため、同法第 4 条第 3 項及びe-文書規則第 7 条の規定により、「電子署名」が必要とされていたところである。今回、e-文書規則の改正がされ、改正後の同法第 7 条第 2 号により、「電子署名」の他、「行政機関等が定める措置」が規定されるが、この「行政機関等が定める措置」は、設計図書に記名されていれば足りることとし、それ以外に別段の措置は求めないこととする。これにより、設計図書を電磁的記録により保存する場合、「電子署名」を行う必要はなくなる。

② 電磁的記録の長期保存について

規則第 21 条第 4 項第 1 号において保存が義務付けられている設計図書について、書面の作成に代えて電磁的記録の作成を行う場合には、当該電磁的記録が保存期間を通じて作成時と同じ状態であることが確認できるよう

にすること。具体的には、あらかじめ許可した者以外のアクセス制限、保存データへのアクセスログの記録又は保存データのバックアップによる対応等が考えられる。

また、当該電磁的記録について、保存期間中は内容が確認できるようシステムの維持（特に保存期間中においてはデータを読み込める形式とすることやソフトウェアのアップデートへの対応）等必要な措置を講じるとともに、確実に保存ができるよう滅失防止対策等を講じること。

2. 重要事項説明書の交付に係る運用について

(1) 重要事項説明に係る書面規制の見直しについて（法第24条の7第3項関係）

重要事項説明の際に、管理建築士その他の建築士事務所に属する建築士（以下「管理建築士等」とする。）が建築主に対して交付する重要事項に係る書面（以下「重要事項説明書」とする。）について、新たに規定する法第24条の7第3項により、当該書面の交付に代えて、建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができ、当該提供を行った場合には重要事項説明書の交付を行ったものとみなすこととされた。

(2) 重要事項説明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する際の建築主の承諾について（令第8条第2項関係）

新たに規定する令第8条第2項により、管理建築士等は、重要事項説明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供しようとする場合には、建築主がこれを確実に受けられるよう、あらかじめ、建築主に対し、用いる電磁的方法の種類（電子メール、ウェブ等）及び内容（ファイルへの記録の方式）を示した上で、建築主から、書面又は電子情報処理組織を使用する方法等によって承諾を得るものとされた。

(3) 重要事項説明書に記載すべき事項を建築主に提供する際に用いる情報通信の技術を利用する方法等について（規則第22条の2の3、第22条の2の4、第22条の2の5関係）

新たに規定する規則第22条の2の3、第22条の2の4、第22条の2の5により、管理建築士等が重要事項説明書に記載すべき事項を電磁的方法によって提供する際に用いることができる情報通信の技術を利用する方法として、

- ・管理建築士等が書面に記載すべき事項を記録したファイルを電子メール等により送信し、建築主のPCにおいて保存する方法（規則第22条の2の3第1項第1号イ）

- ・管理建築士等が書面に記載すべき事項を記録したファイルをホームページ等にアップロードし、建築主が当該ファイルを保存する方法（同条第1項第1号ロ）

- ・書面に記載すべき事項を記録したファイルをCD-ROM等の電子媒体により交付する方法（同条第1項第2号）

を規定することとされた。なお、情報通信の技術を利用する方法については、以下の技術的基準に適合するものでなければならないこととされた。

- ・建築主が出力することにより書面を作成できること
- ・改変を防止するための措置を講じていること

また、改変を防止するための具体的な措置とは、ファイルの改変を行えないようファイルの種類をPDF形式とすること等とする。

なお、重要事項説明書を電磁的に提供する方法については、「ITを活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る重要事項説明実施マニュアル」（別添2）を、令和2年に実施した社会実験の結果も踏まえて、改訂したため、詳細については同マニュアルを参照されたい。

3. 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（以下「構造計算証明書」とする。）及び工事監理報告書の交付に係る運用について

（1）構造計算証明書に係る押印規制の見直しについて（規則第4号書式の関係）

一級建築士等は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、規則第4号書式により、その旨の証明書を設計の委託者に交付することとされているが、規則第4号書式の建築士の印及び証明書と構造計算書にすることとされている割印は不要とされた。

ただし、構造計算証明書と構造計算書の一体性を担保するために、書面により交付する場合においては、構造計算証明書と構造計算書をファイル等にまとめて綴じること、電磁的方法により提供する場合においては、構造計算証明書と構造計算書をPDFファイル等において一つのファイルにまとめることとし、その旨を説明すること。

なお、構造計算書証明書については、現在においても電磁的方法による提供を可能としているので、念のため申し添える。

（2）工事監理報告書に係る押印規制の見直しについて（規則第17条の16及び規則第4号の2書式の関係）

一級建築士等は、工事監理を終了したときは、直ちに、規則第4号の2書式により、その結果を文書で建築主に報告することとされているが、規則第4号の2書式の建築士の印は不要とされた。

また、工事監理報告書を電磁的方法により提供する場合における情報通信の技術的基準について、規則第17条の16第2項第2号の規定を「改変

を防止するための措置を講じていること」に改めることとされた。改変を防止するための具体的な措置とは、ファイルの改変を行えないようファイルの種類をPDF形式とすること等とする。

なお、工事監理報告書については、現在においても電磁的方法による提供を可能としているので、念のため申し添える。

以上

(別添1)

◎国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
(平成17年国土交通省令第26号)の一部改正(令和3年9月1日施行)

改正後	改正前
<p>(作成において氏名等を明らかにする措置)</p> <p>第七条 法第四条第三項の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)</p> <p>二 <u>前号に掲げるもののほか、行政機関等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第二号に規定する行政機関等をいう。)が定める措置</u></p>	<p>(作成において氏名等を明らかにする措置)</p> <p>第七条 法第四条第三項の主務省令で定める措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)とする</p>

(別添2)

ITを活用した建築士法に基づく
設計受託契約等に係る重要事項説明
実施マニュアル

令和3年9月1日

国土交通省
住宅局 建築指導課

ITを活用した建築士法に基づく

設計受託契約等に係る重要事項説明 実施マニュアル

目次

1.IT を活用した重要事項説明 (IT重説) 背景と概要	2
2.IT重説において建築士が行うべきこと	4
(1) IT重説の実施において遵守すべき事項	4
(2) IT重説の実施において留意すべき事項	9
(3) 個人情報保護法・情報管理に関する対応	10
3.IT重説で必要とされる IT 環境	11
(1) 機器について	11
(2) インターネット回線について	12
(3) ソフトウェア等について	12

1. ITを活用した重要事項説明(IT重説) 背景と概要

建築士法(昭和25年法律第202号)第24条の7第1項において、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士をして、重要事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならない旨規定されています。

本規定については、従来、対面による説明を行うことを前提に運用されてきましたが、「ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の実施について」(令和2年5月1日付国住指第232号)において、新型コロナウイルス感染症の拡大等に鑑み、テレビ会議等のITを活用した重要事項の説明(以下「IT重説」という。)を行った場合についても、当面の暫定的な措置として建築士法第24条の7第1項の規定に基づく説明として扱うこととしました。

また、「ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の社会実験について」(令和2年6月10日付事務連絡)に基づき、中長期的なIT重説の在り方について、社会実験の実施及びその結果の検証等を実施しました。

社会実験の結果、IT重説について特段の問題が見られなかったことから、今後はIT重説を暫定的な措置ではなく恒久的に建築士法第24条の7第1項に基づく説明として取り扱うこととし、社会実験におけるアンケートの特徴的な意見を踏まえて、社会実験における運用指針(「ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明 運用指針」をいう。)から記載の追加、見直しを行い、本実施マニュアルを策定しました。

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の改正による建築士法等の改正により、令和3年9月1日から重要事項を記載した書面の交付に代えて、建築主の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することが可能となりました。本改正に伴い、実施マニュアルの改訂を行っております(前回の実施マニュアルから記載の追加、見直しをした部分については、参考資料をご参照ください)。

契約にかかる紛争等を事前に防止するためには、ITを活用した場合であっても契約の締結に際し、建築主により設計等の内容や業務体制等が的確に示されることが必要です。本実施マニュアルでは、対面の重要事項説明と同様に、建築士法第24条の7第1項に定める重要事項説明として取り扱うため、以下の6つの要件を示しています。

- ①建築主の事前同意
- ②建築主のIT環境の事前確認
- ③重要事項説明書の電磁的方法による提供
- ④IT重説の開始前の建築主の準備の確認

- ⑤建築主の本人確認
- ⑥建築士免許証等の確認

2. IT重説において建築士が行うべきこと

(1) IT重説の実施において遵守すべき事項

① 建築主の意向確認・事前同意

建築士又はその補助者は、重要事項の説明は、対面による方法か、IT重説による方法か、建築主がその希望・ニーズに応じて適切に選択できるよう、建築主の意向を事前に確認し、IT重説により実施することの同意を得る必要があります。

意向の確認の手法についての定めはありませんが、トラブル防止の観点から、書面やメール等の記録として残る方法で事前同意を得る必要があります。

② 建築主のIT環境の事前確認

IT重説では、「その内容を十分に理解できる程度に、映像を視認でき、かつ、音声を聞き取ることができる」とともに、双方向でやりとりできる環境において実施していることが重要となります。

そのため、建築士又はその補助者は、IT重説の実施に当たっては、IT重説で求められるやり取りが十分可能なIT環境を、建築主が用意できることを確認する必要があります。なお、具体的なIT機器やサービスに関する仕様等は定めていません。

また、あわせてIT重説の日時を確認します。

表 1 建築主のIT環境についての確認項目・内容(例)

確認項目	確認内容
・ 建築主のIT環境が、建築士が利用を予定するテレビ会議等のソフトウェア等に対応可能であること。	・ 建築士が利用を予定するテレビ会議等のソフトウェア等に建築主のIT環境が対応していない場合には、IT重説が実施できないため、建築主が利用を予定する端末やインターネット回線等について確認する。
・ 建築士が利用を予定するテレビ会議等のソフトウェア等の利用に必要なアカウント等 ¹ を建築主が有していること(建築士が利用者のアカウントを用意する場合には、確認不要)。	・ IT重説で使用するテレビ会議等のソフトウェア等によっては、アカウント等の取得が必要となる場合もあるため、建築士は、建築主のアカウント等の有無について確認する。
・ 建築主が「3. IT重説で必要とされるIT環境」で示す要件を満たす機器等を利用すること。	・ 建築主の情報ツールが「3. IT重説で必要とされるIT環境」で示す要件を満たすことを、建築士は確認する。

¹ 例えば、Skype(米Microsoft社の登録商標)やLINE(LINE株式会社の登録商標)のビデオ通話サービス等を利用する場合は該当。

③ 重要事項説明書の電磁的方法による提供

IT重説は、重要事項説明を行う際に交付する書面（建築士法24条の7第1項に規定する書面。以下「重要事項説明書」という。）がある状態で行われることが必要です。この重要事項説明書を電磁的に提供する場合は、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号。以下「規則」という。）第22条の2の3の規定に基づき、以下のいずれかの方法で行う必要があります。

- a) 建築士が書面に記載すべき事項を記録したファイルを電子メール等により送信し、建築主のPCにおいて保存する方法
- b) 建築士が書面に記載すべき事項を記録したファイルをホームページ等にアップロードし、建築主が当該ファイルを保存する方法（建築主に事前又は事後にファイルを取得可能となっていることを通知する必要があります。）
- c) 書面に記載すべき事項を記録したファイルをCD-ROM等の電子媒体により交付する方法

ただし、上記のいずれの方法で行う場合であっても、以下の基準を満たす必要があります。

- ・建築主が出力することにより書面を作成できること
- ・ファイルの改変を防止する措置を講じていること

改変を防止するための具体的な措置とは、ファイルの改変を行えないようファイルの種類をPDF²ファイル形式とすること等とします。

また、トラブル防止の観点から重要事項説明書を電磁的に提供することについて、事前に建築主から承諾を得ておく必要があります。承諾を得る際にはあらかじめ建築主に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容として、規則第22条の2の4の規定に基づき、以下を示しておくことが必要となります。

- ・上記 a)～c) に規定する情報通信の技術を利用する方法のうち、建築士が使用するもの
- ・ファイルへの記録の方式

なお、建築士が建築主から承諾を得る際には、規則第22条の2の5の規定に基づき、情報通信の技術を利用する場合は、上記の a)～c) のいずれかに準じた方法で行う必要があります（いずれの方法であっても、建築主が承諾の内容を書面により出力することが可能である必要があります。）。

² PDFとは、Adobe Systems社によって開発された、電子文書のためのフォーマットのことを指します。

④ IT重説の開始前の建築主の準備の確認

IT重説を実施する日時において、建築士又はその補助者は、IT重説の開始前に、今から建築主が重要事項説明書を確認しながら説明を受けることができる状態にあること及びIT重説を実施するためのIT環境が整っているかを確認する必要があります。確認後、建築士は適切なIT環境の下、建築主とテレビ会議等を開始します。

具体的には、建築士又はその補助者はIT重説の実施に際して、以下の確認を行います。

- ・建築主の映像や音声を、建築士側の端末等で確認できること
- ・建築士側の映像や音声を、建築主の端末で確認できること
- ・建築主に事前に送付している重要事項説明書を確認できる状況にあること

なお、双方の端末が接続していることを確認するためには、あらかじめ、準備の確認・接続の時間を事前に協議して決めておくほか、映像の視認又は音声の聞き取りができない状況が生じた場合の連絡手段として、IT重説に用いるソフトウェア以外での連絡手段も確保しておくことが考えられます。

表 2 端末における表示等に関して建築主に確認する内容(例)

表示内容	確認する内容
建築士又はその補助者が、建築主に確認する内容	・建築士側の映像が明瞭に視認できること (例えば、建築士の表情が判別できる等) ・建築士側の映像が動画として視認できること (例えば、静止画の状態が数秒続くことが連続することが生じない等) ・建築士側の音声が明瞭に聞き取れ、内容が判別できること (例えば、建築士の発する音声の意味が判別できる等)
建築士又はその補助者が、自らのIT環境について確認する内容	・建築主側の映像が明瞭に視認できること (例えば、建築主の表情が判別できる等) ・建築主側の映像が、動画として視認できること (例えば、静止画の状態が数秒続くことが連続することが生じない等) ・建築主側の音声が明瞭に聞き取れ、内容が判別できること (例えば、建築主の発する音声の意味が判別できる等)

⑤ 建築主の本人確認

建築主本人であることは重要事項説明における前提であるため、建築士はIT重説に際し、テレビ会議等の画面上で建築主が本人であることを確認する必要があります。

具体的には、建築士はIT重説の開始前に、テレビ会議等の画面上で公的な身分証明書(運転免許証等)や第三者が発行した身分証(社員証等)で、建築主が本人であることを確認することが考えられます。

⑥ 建築士免許証等の確認

建築士は、IT重説の開始前に、テレビ会議等の画面上で建築士免許証等を提示し、建築主が建築士免許証等を視認し、その資格を確認することが必要です。これは、建築士ではない者が重要事項の説明をすることや、建築士の名義貸しをすることを防止する観点で重要です。

建築士は、建築主のテレビ会議等の画面上に表示されている建築士免許証等の氏名を、建築主に読み上げてもらうこと等により、建築主が視認できていることを確認します。

また、建築士免許証の場合には、建築士は建築主に、建築士の画面上の顔と建築士免許証の写真の顔と比べ、同一人物であることを確認してもらいます。写真付きの建築士免許証等を持っていない場合は、例えば、公的な身分証明書(運転免許証等)や、第三者が発行した身分証(社員証等)を併せて提示します。

なお、画面に表示させる建築士免許証等については、顔写真、氏名及び登録番号等で足り、生年月日、本籍地欄については、建築士の個人情報保護の観点から、シールを貼ることも差し支えありません。

⑦ IT重説の実施について(重要事項の説明)

建築士はテレビ会議等を活用してIT重説を行う際には、以下に沿って実施する必要があります。

a) 説明を項目ごとに分けて実施

建築士は、説明を項目ごとに分け、その都度建築主の理解度等を確認し、質問の時間を設けるなど配慮することが必要です。また、その際必要に応じて資料の画面共有を中断し、双方で表情を確認しつつ行う必要があります。

b) 説明を中断した場合

IT重説を実施している途中で、何らかの理由で映像の視認や音声の聞き取りに支障が生じた場合には、建築士はIT重説を中断し、その支障となっている原因を把握して、支障がない状況にしてから、IT重説を再開してください。

なお、IT重説を中断した場合、建築主の希望・ニーズによって、残りの部分を対面による重要事項説明に切り替える対応も可能です。

c) 説明終了後

建築士は、説明が終わった際に、説明内容に理解できない部分はなかったか、説明に問題はなかったか、音声や映像が途切れることがなかったか等について、必ず建築主に確認を行い、建築主が適切に理解できるまで説明を行う必要があります。

なお、b)と同様に、建築主の希望・ニーズによって、対面による重要事項説明に切り替える対応も可能です。

(2)IT重説の実施において留意すべき事項

○ 録画・録音への対応

IT重説の実施状況について、録画・録音により記録を残すことは、トラブルが発生したときの解決手段として有効と考えられますが、重要事項説明には、建築士や建築主の個人情報が含まれている場合がありますので、プライバシーに十分に配慮することが必要です。また、IT重説の実施の記録については、断片的に記録されたり、編集されたりすることによって、本来実施された内容と異なる記録が残るケースも想定されます。

そのため、建築士は、録画・録音を行う場合には、以下のような対応が適切であると考えられます。

- ・IT重説の実施中の状況について、録画・録音をする場合には、事前に利用目的を可能な限り明らかにして、建築士と建築主の双方了解のもとで必要な範囲で行う。
- ・なお、建築主側の映像・音声の録画・録音については、建築主のプライバシーに最大限配慮し、原則として避けることとする。
- ・重要事項説明の実施途中で、録画・録音をすることが不適切であると判断される情報が含まれる場合（例えば、説明の関係者の機微情報等が含まれる場合等）については、適宜、録画・録音を中断する旨を建築主にも伝え、必要に応じて録画・録音の再開を行う。
- ・建築士が録画・録音により記録を残す場合、建築主の求めに応じて、その複製を提供する。

なお、建築士が取得した録画・録音記録については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）に則った管理が必要となり、IT重説以外で取得した個人情報と併せて、適切な管理を行うことが求められます。

(3) 個人情報保護法・情報管理に関する対応

IT重説の実施によって得た情報の中には建築主等の個人情報が含まれるため、建築士は適切に管理する必要があります。なお、個人情報の取扱いは、

- ・個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)

等に基づく必要があります。

建築士が、建築主から、個人情報の利用目的等に関する同意の取得、またはこれに関連する通知・公表等を行っている場合、その効果は建築主のみに生じます。そこで、IT重説を実施している際に、例えば建築主以外の方が参加した場合には、その方についても同様に、利用目的等に関する同意の取得や公表等の内容の確認をしてもらうことが求められます。

建築士が取得した録画・録音記録については、建築士が行う個人情報の管理と同様に扱うことになります。したがって、保存期間についても、原則として他の建築主の情報と同様に対応することになります。ただし、録画・録音記録を取得する趣旨が、建築主とのトラブル回避が目的である場合には、録画・録音記録を廃棄することで、建築主が不測の損害を被らないよう、留意する必要があります。

なお、録画・録音に関しては、建築主が録画・録音記録の取得を希望する場合があります。また、建築士の承諾を得ないで、建築主が一方的に録画・録音するケースもあります。そのため、事前に建築士から建築主に対し、建築士や建築主等の個人情報が含まれている場合があることから、同意を得ないで録画・録音することは適切ではない旨の説明をすることが望ましいと考えられます。

3. IT重説で必要とされるIT環境

IT重説で必要とされるIT環境については、一定の機能を有していることが求められています。ここではその具体的な考え方について紹介します。

(1) 機器について

IT重説で用いられるテレビ会議等については、建築士事務所等に設置されたテレビ会議システム、パソコン、タブレット端末等を利用したテレビ会議等、様々な方法によることが想定されます。求められる機能を満たすため、IT重説に使用する機器は少なくとも以下の点に留意する必要があります。

① 端末

IT重説を実施する端末(パソコン、タブレット端末、スマートフォン)や使用するOSの種類については、特定のものである必要はありません。

また、IT重説においては、インターネットに接続して端末を利用する機会が多いため、セキュリティを確保する必要があります。

② 画面・カメラ

IT重説において使用するディスプレイ等の画面については、大きさや機能、解像度等について一定の性能が必要となります。特に建築主の画面については、建築士免許証等を確認できることが必要ですので、建築士免許証等に記載されている文字が確認できる程度の大きさや、拡大機能、解像度等が必要です。また、カメラの性能についても同様です。

③ マイク・音響機器

IT重説において使用するマイクについては、建築士及び建築主の音声の内容を判別するのに十分な性能を有する必要があります。また、音響機器についても、説明や質問等の内容が判別できる十分な性能を有する必要があります。

(2) インターネット回線について

IT重説において使用するインターネット回線については、ブロードバンド回線が想定されますが、以下の要件が必要です。

- ・建築士及び建築主が動画及び音声を一体的な一連のものとして送受信できること
(例えば、静止画の状態が数秒続くことが連続することが生じない等)。
- ・重要事項説明の開始から終了の間、継続して維持できること

(3) ソフトウェア等について

IT重説を実施する場合に、テレビ会議等の機能を持つソフトウェアやサービスを利用することが必要となります。いずれのサービスを利用する場合でも双方向でやりとりできるIT環境において実施する必要があります。

表 3 IT重説で利用されるテレビ会議等のサービス(例)

種類	サービスの概要
テレビ会議サービス型 (メッセージングアプリを含む)	テレビ会議の機能を提供するもの。メッセージングアプリの機能として、動画通信サービスが含まれているものも含む。利用に当たっては、アカウント取得や設定等を行う必要がある場合がある。 例： Webex Meetings、Microsoft Teams、Zoom、Skype、Google Meet、LINE、Slack、Chatwork
テレビ電話サービス型	電話の機能として、ビデオ通話サービスを提供するもの。利用者側で行う設定はほとんどない。同じキャリアやサービスを利用する必要がある。最も簡単に利用できる反面、機能も最も限定される。 例： 各キャリア提供テレビ電話サービス、Facetime

- ※Webex Meetings は米シスコシステムズ社の登録商標
- ※Microsoft Teams は米 Microsoft 社の登録商標
- ※Zoom は米 Zoom ビデオコミュニケーションズ社の登録商標
- ※Skype は米 Microsoft 社の登録商標
- ※Google Meet は米 Google LLC 社の登録商標
- ※LINE は LINE 株式会社の登録商標
- ※Slack は米 Slack 社の登録商標
- ※Chatwork は Chatwork 株式会社の登録商標
- ※Facetime は米 Apple 社の登録商標

建築士法等の改正により記載の追加、見直しをした部分

記載の追加、見直しをした部分	該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> 重要事項説明の際に、建築士が建築主に対して交付する重要事項説明書について、書面に代えて、電磁的方法により提供する方法を規定。 	<p><u>2.(1)③関係</u></p>

○国土交通省令第五十三号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

（海難審判法施行規則の一部改正）

第一条 海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

（審判期日の変更の請求）

第四十五条（略）

2 前項の請求は、理由を明らかにして行わなければならない。

3～5（略）

（宣誓の方式）

2 第六十条 宣誓させる場合は、宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。（略）

（審判期日の変更の請求）

第四十五条（略）

2 前項の請求は、理由を明らかにして、書面でこれをしなければならない。

3～5（略）

（宣誓の方式）

2 第六十条 宣誓させる場合は、宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名押印させなければならない。（略）

<p>3 第一項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 第一項第一号口に掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。</p>	<p>二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供する措置</p>	<p>改正後</p> <p>(建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十三条の四 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する措置のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて法第十九条第一項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら当該契約の相手方の用に供されるファイルという。以下この条において同じ。）に記録する措置</p> <p>ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた当該契約の相手方の受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置</p>	<p>(建設業法施行規則の一部改正)</p> <p>第二条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>
<p>2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (新設)</p>	<p>二 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十九条第一項に掲げる事項又は請負契約の内容で同項に掲げる事項に該当するものの変更の内容（以下「契約事項等」という。）を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該契約事項等を記録する措置</p> <p>(新設)</p>	<p>改正前</p> <p>(建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十三条の四 法第十九条第三項の国土交通省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置</p>	<p>(審判調書)</p> <p>第七十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審判調書には、書記が記名押印し、審判長が認印しなければならない。</p> <p>(送達の場合)</p> <p>第八十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第一項の届出は、書面でこれをしなければならない。</p>

二 第一項第一号ハに掲げる措置にあつては、契約事項等を建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

4

(建設工事の請負契約に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の五 (略)

(建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十三条の六 令第五条の五第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建設工事の請負契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第五条の五第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建設工事の請負契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3

(現場代理人の選任等に関する通知に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の七 法第十九条の二第三項の国土交通省令で定める方法は、法第十九条の二第三項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合にあつては第一号又は第二号に、現場代理人に関する事項を通知する場合にあつては第三号又は第四号に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて請負人の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて注文者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

2

磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

3

電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 請負人の使用に係る電子計算機と注文者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら注文者の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録する方法

3

(略)

第十三条の五 (略)

第十三条の六 令第五条の五第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十九条第三項の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法

(新設)

2

(現場代理人の選任等に関する通知に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の七 法第十九条の二第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(新設)

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 請負人の使用に係る電子計算機と注文者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(新設)

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 請負人の使用に係る電子計算機と注文者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて注文者の閲覧に供し、注文者の使用に係る電子計算機に備えられた当該注文者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて注文者の閲覧に供する方法

四 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、請負人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 注文者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 第一項第三号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を注文者に対し通知することであること。ただし、注文者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 第一項第三号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を注文者に対し通知することであること。ただし、注文者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

4 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、請負人の使用に係る電子計算機と、注文者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(現場代理人の選任等に関する通知に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の八 令第五条の六第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に規定する方法のうち請負人が使用するもの

(略)

(監督員の選任等に関する通知に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の九 法第十九条の二第四項の国土交通省令で定める方法は、法第十九条の二第四項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けしない旨の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合にあつては第一号又は第二号に、監督員に関する事項を通知する場合にあつては第三号又は第四号に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 請負人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて注文者の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

ロ 請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十九条の二第一項に規定する現場代理人に関する事項を電気通信回線を通じて注文者の閲覧に供し、当該注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該現場代理人に関する事項を記録する方法(同条第三項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けしない旨の申出をする場合にあつては、請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに現場代理人に関する事項を記録したものを交付する方法

(新設)

2 前項に掲げる方法は、注文者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、請負人の使用に係る電子計算機と、注文者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十三条の八 令第五条の六第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち請負人が使用するもの

(略)

第十三条の九 法第十九条の二第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(新設)

(新設)

(新設)

三 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機と請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら請負人の用に供されるファイル）をいう。以下この条において同じ。）に記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて請負人の閲覧に供し、請負人の使用に係る電子計算機に備えられた当該請負人の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

四 注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて請負人の閲覧に供する方法

二 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、注文者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

三 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 請負人が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 第一項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を請負人に対し通知することであること。ただし、請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 第一項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を請負人に対し通知することであること。ただし、請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

四 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十三条の十 令第五条の七第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に規定する方法のうち注文者が使用するもの

二 (略)

三 (建設工事の見積書に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十四条の十一 法第二十条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 建設業者の使用に係る電子計算機と建設工事の注文者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、建設工事の注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら注文者の用に供されるファイル）をいう。以下この条において同じ。）に記録する方法

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機と請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十九条の第二項に規定する監督員に関する事項を電気通信回線を通じて請負人の閲覧に供し、当該請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該監督員に関する事項を記録する方法（同条第四項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに監督員に関する事項を記録したものを交付する方法

二 前項に掲げる方法は、請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十三条の十 令第五条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち注文者が使用するもの

二 (略)

三 (新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて建設工事の注文者の閲覧に供し、建設工事の注文者の使用に係る電子計算機に備えられた当該建設工事の注文者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて建設工事の注文者の閲覧に供する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 建設工事の注文者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建設工事の注文者に対し通知するものであること。ただし、建設工事の注文者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を建設業者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を建設工事の注文者に対し通知するものであること。ただし、建設工事の注文者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

(建設工事の見積書に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の十二 令第五条の九第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち建設業者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(建設工事の見積書に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十三条の十三 令第五条の九第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建設工事の注文者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設業者の使用に係る電子計算機に令第五条の九第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建設工事の注文者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建設業者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十四 (略)

(新設)

(新設)

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十一 (略)

(一)括下請負の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法
第十三条の十五 法第二十二條第四項の国土交通省令で定める方法は、法第二十二條第四項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けしない旨の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合にあつては第一号又は第二号に、法第二十二條第三項の承諾をする場合にあつては第三号又は第四号に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 元請負人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて発注者の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

三 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 発注者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら元請負人の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた当該元請負人の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供する方法

四 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、発注者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 元請負人が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 第一項第三号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を元請負人に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 第一項第三号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を元請負人に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

(一)括下請負の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法
第十三条の十二 法第二十二條第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(新設)

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 発注者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(新設)

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十二條第三項の承諾をする旨を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該元請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法(同条第四項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けしない旨の申出をする場合にあつては、発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第二十二條第三項の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、元請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

(新設)

(新設)

4 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、発注者の使用に係る電子計算機と、元請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(一)括下請負の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容)

第十三条の十六 令第六条の四第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に規定する方法のうち発注者が使用するもの

二 (略)

(下請負人の選定の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の十七 法第二十三条第二項の国土交通省令で定める方法は、法第二十三条第二項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けしない旨の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする場合にあつては第一号又は第二号に、法第二十三条第一項ただし書の承諾をする場合にあつては第三号又は第四号に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 下請負人選定者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて注文者の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された次条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

法

三 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機と法第二十三条第一項ただし書の規定により下請負人を選定する者(以下この条において「下請負人選定者」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、下請負人選定者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら下請負人選定者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録する方法

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、下請負人選定者の使用に係る電子計算機に備えられた当該下請負人選定者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられた下請負人選定者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供する方法

四 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、発注者の使用に係る電子計算機と、元請負人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十三条の十三 令第六条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち発注者が使用するもの

二 (略)

(下請負人の選定の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十三条の十四 法第二十三条第二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(新設)

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 注文者の使用に係る電子計算機と法第二十三条第一項ただし書の規定により下請負人を選定する者(以下この条において「下請負人選定者」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(新設)

ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十三条第一項ただし書の承諾をする旨を電気通信回線を通じて下請負人選定者の閲覧に供し、当該下請負人選定者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法(同条第二項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けしない旨の申出をする場合にあつては、注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(新設)

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに法第二十三条第一項ただし書の承諾をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項第一号及び第二号に掲げる方法は、注文者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 下請負人選定者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 第一項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を下請負人選定者に対し通知するものであること。ただし、下請負人選定者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 第一項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を下請負人選定者に対し通知するものであること。ただし、下請負人選定者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

4 第一項第一号及び第三号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、下請負人選定者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（下請負人の選定の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十三条の十八 令第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項第三号及び第四号に規定する法のうち注文者が使用するもの

二 (略)

（特定専門工事の元請負人及び下請負人の合意に係る情報通信の技術を利用する方法）

第十七条の七 法第二十六条の三第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら受信者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録する方法

ロ 特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた当該契約の相手方の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法

ハ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて受信者の閲覧に供する方法

ニ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

（新設）

2 前項に掲げる方法は、下請負人選定者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、注文者の使用に係る電子計算機と、下請負人選定者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十三条の十五 令第七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち注文者が使用するもの

二 (略)

（新設）

- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 当該契約の相手方が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
 - 二 前項第一号口に掲げる方法にあつては、記載事項を特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
 - 三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を特定専門工事を施工するために締結した下請契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。
- (特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)
- 第十七条の八** 法第二十六条の三第六項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 注文者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら元請負人の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録する方法
 - ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、元請負人の使用に係る電子計算機に備えられた当該元請負人の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法
 - ハ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供する方法
 - ニ 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
- 一 元請負人が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。
 - 二 前項第一号口に掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を元請負人に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
 - 三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を注文者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を受信者に対し通知するものであること。ただし、元請負人が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

- 3 (略)
- (特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用する方法)
- 第十七条の七** 法第二十六条の三第五項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 注文者の使用に係る電子計算機と元請負人の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十六条の三第四項の承諾をする旨を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該元請負人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾をする旨を記録する方法(同条第五項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)
- (新設)
- 2 前項に掲げる方法は、元請負人がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。
- (新設)
- (新設)
- 3 (略)

(特定専門工事の注文者の承諾に係る電磁的方法の種類及び内容)
第十七条の九 令第三十一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち注文者が使用するもの
- 二 (略)

(特定専門工事の注文者の承諾に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十七条の十 令第三十一条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
 - イ 元請負人の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて注文者の使用に係る電子計算機に令第三十一条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 注文者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて元請負人の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、注文者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第十七条の十一 第十七条の四十四 (略)

(通訳案内士法施行規則の一部改正)

第三条 通訳案内士法施行規則(昭和二十四年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(登録の申請) 第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る都道府県知事保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)のうち住民票コード(同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)以外のものについて、同法第三十条の十五第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名、生年月日及び住所を証明する書類を提出させることができる。</p>	<p>(登録の申請) 第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る都道府県知事保存本人確認情報(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。)のうち住民票コード(同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)以外のものについて、同法第三十条の十五第一項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。</p>

(建築士法施行規則の一部改正)

第四条 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(一級建築士名簿の閲覧)

第九条の二 国土交通大臣は、法第六条第二項の規定により一級建築士名簿を一般の閲覧に供するため、閲覧規則を定めてこれを告示しなければならない。

(削る)

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一項の規定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の三第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の三第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第四項」とする。

(工事監理報告に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十七条の十六 法第二十条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方

法

改正前

(一級建築士名簿の閲覧)

第九条の二 国土交通大臣は、法第六条第二項の規定により一級建築士名簿を一般の閲覧に供するため、登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を設けなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一項の規定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の三第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の三第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第四項」とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十七条の十六 法第二十条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方

法

□ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該結果を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに結果を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された結果について、改変を防止するための措置を講じていること。

三 前項第一号に掲げる方法にあつては、結果を建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建築主に対し通知するものであること。ただし、当該建築主が当該結果を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（工事監理報告に係る電磁的方法の種類及び方法）

第十七条の十七 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号。以下「令」という。）第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち建築士が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（工事監理報告に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十七条の十七の二 令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 建築主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士の使用に係る電子計算機に令第七条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建築士がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（構造設計一級建築士への法適合確認）

第十七条の十七の二の二（略）

2（略）

□ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該結果を記録する方法（法第二十条第四項前段に規定する方法による結果の報告を受ける旨の承諾又は受けたい旨の申出をする場合にあつては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに結果を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

一 建築主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された結果について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

（新設）

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十七条の十七 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号。以下「令」という。）第七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項に規定する方法のうち建築士が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（新設）

第十七条の十七の二（略）

（構造設計一級建築士への法適合確認）

第十七条の十七の二（略）

2（略）

(登録の申請)

第十七条の十九 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための

番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人

番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ (略)

二 二六 (略)

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十七条の三十九 法第二十二條の三の三第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 契約の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、変更が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(登録の申請)

第十七条の十九 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ (略)

二 二六 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十七条の三十九 第十七条の十六の規定は、法第二十二條の三の三第一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第十七条の十六第一項第一号及び第三項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、同条第一項第一号ロ及び第二号並びに第二項第二号中「結果」とあるのは「書面に記載すべき事項」と、同条第一項第一号ロ中「報告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法)

第十七条の四十 令第八条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十七条の四十一 令第八条第一項において準用する令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第八条第一項において準用する令第七条第一項の承諾又は令第八条第一項において準用する令第七条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

法

- 2 前項各号に掲げる方法は、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十二条の二三 法第二十四条の七第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 管理建築士等の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

第十七条の四十 第十七条の十七の規定は、令第七条第三項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十七条の十七第一号中「前条第一項」とあるのは「第十七条の三十九において読み替えて準用する第十七条の十六第一項」と、「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 建築主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変を防止するための措置を講じていること。
 - 三 前項第一号口に掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建築主に対し通知することであること。ただし、当該建築主が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(重要事項説明に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法)

- 第二十二條の二の四 令第八條第二項において準用する令第七條第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち管理建築士等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

- 第二十二條の二の五 令第八條第二項において準用する令第七條第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 建築主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて管理建築士等の使用に係る電子計算機に令第八條第二項において準用する令第七條第一項の承諾又は令第八條第二項において準用する令第七條第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、管理建築士等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

- 第二十二條の四 法第二十四條の八第二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

- イ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と委託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(新設)

(新設)

(情報通信の技術を利用する方法)

- 第二十二條の四 第十七條の十六の規定は、法第二十四條の八第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第十七條の十六第一項第一号及び第三項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、同条第一項第一号口及び第二号並びに第二項第二号中「結果」とあるのは「書面に記載すべき事項」と、同条第一項第一号口中「報告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

口 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 委託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

三 前項第一号口に掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、当該委託者が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法)

第二十二條の五 令第八條第三項において準用する令第七條第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号に規定する方法のうち建築士事務所の開設者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

(書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第二十二條の五の二 令第八條第三項において準用する令第七條第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 委託者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に令第八條第三項において準用する令第七條第一項の承諾又は令第八條第三項において準用する令第七條第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建築士事務所の開設者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二十二條の五 第十七條の十七の規定は、令第七條第四項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十七條の十七第一号中「前条第一項」とあるのは「第二十二條の四第一項において読み替えて準用する第十七條の十六第一項」と、「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と読み替えるものとする。

(新設)

第四号書式 (第十七条の十四の二関係) (A 4)

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書

建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

年 月 日
号 印
登録第 () 号
建築士 () 氏名
建築士事務所 () 所在地
電話

委託者 殿

建築物の所在地	
建築物の名称及び用途	
建築面積	m ²
延べ面積	m ²
高さ	1 最高の高さ m 2 最高の軒の高さ m
階数	地上 階 地下 階
構造	造 一部 造
建築物の区分	1 建築基準法 (以下「法」という。) 第20条第1項第1号に掲げる建築物 2 法第20条第1項第2号に掲げる建築物 3 法第20条第1項第3号に掲げる建築物 4 法第20条第1項第4号に掲げる建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第81条第1項に定める基準に従った構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算 6 その他 ()
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	1 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	1 名称 () 2 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 3 認定番号 ()
備考	

第四号書式 (第十七条の十四の二関係) (A 4)

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書

建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

年 月 日
号 印
登録第 () 号
建築士 () 氏名
建築士事務所 () 所在地
電話

委託者 殿

建築物の所在地	
建築物の名称及び用途	
建築面積	m ²
延べ面積	m ²
高さ	1 最高の高さ m 2 最高の軒の高さ m
階数	地上 階 地下 階
構造	造 一部 造
建築物の区分	1 建築基準法 (以下「法」という。) 第20条第1項第1号に掲げる建築物 2 法第20条第1項第2号に掲げる建築物 3 法第20条第1項第3号に掲げる建築物 4 法第20条第1項第4号に掲げる建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第81条第1項に定める基準に従った構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算 6 その他 ()
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	1 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	1 名称 () 2 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 3 認定番号 ()
備考	

〔記入注意〕

(別る)

- 1 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。
- 2 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。
- 3 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 4 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。「6 その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。
- 5 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で 1 又は 6 のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。
- 6 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムのついて記入してください。
- 7 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。
 - ① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合 その旨及び当該部分
 - ② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合 その旨及び当該部分
 - ③ この証明書に係る建築物が法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分有する場合 その旨及び当該部分
- 8 7②の場合にあつては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。

〔記入注意〕

- 1 この証明書に構造計算書を添え、この証明書と当該構造計算書に割印を押しってください。
- 2 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。
- 3 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。
- 4 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 5 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。「6 その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。
- 6 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で 1 又は 6 のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。
- 7 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムのついて記入してください。
- 8 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。
 - ① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合 その旨及び当該部分
 - ② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合 その旨及び当該部分
 - ③ この証明書に係る建築物が法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分有する場合 その旨及び当該部分
- 9 8②の場合にあつては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。

第四号の二書式 (第十七条の十五関係) (A4) (表面)

工 事 監 理 報 告 書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 () 号
氏名
() 建築事務所 () 登録第 () 号
所在地

電話 番

建築主 殿

建築物の名称及び所在地	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替		
工事種別	第 号	建築確認年月日	年 月 日
建築確認番号	第 号	建築確認年月日	年 月 日
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	変更された設計図書類
工事期間における主要な設計変更	年月日	変更された設計図書類	変更の概要
	年月日	建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	名称及び規格が定められている設計図書の種類
主要な工事が設計図書のとおり実施されていることの確認	年月日	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

第四号の二書式 (第十七条の十五関係) (A4) (表面)

工 事 監 理 報 告 書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 () 号
氏名
() 建築事務所 () 登録第 () 号
所在地

電話 番

建築主 殿

建築物の名称及び所在地	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替		
工事種別	第 号	建築確認年月日	年 月 日
建築確認番号	第 号	建築確認年月日	年 月 日
工事期間	年 月 日から	年 月 日まで	変更された設計図書類
工事期間における主要な設計変更	年月日	変更された設計図書類	変更の概要
	年月日	建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	名称及び規格が定められている設計図書の種類
主要な工事が設計図書のとおり実施されていることの確認	年月日	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

(裏面)

	確認事項	確認結果の概要
工事完了時における確認	確認事項	確認結果の概要
工事施工者に与えた注意	注意の概要	工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要
建築設備に係る意見	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の勤務先住所及び名称
	住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先住所及び名称
備考	電話番号	

【記入注意】

- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
- 2 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- 4 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
- 5 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
- 6 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
- 7 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。

(裏面)

	確認事項	確認結果の概要
工事完了時における確認	確認事項	確認結果の概要
工事施工者に与えた注意	注意の概要	工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要
建築設備に係る意見	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の勤務先住所及び名称
	住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先住所及び名称
備考	電話番号	

【記入注意】

- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
- 2 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
- 4 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
- 5 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
- 6 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
- 7 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。

第七号の二書式 (第二十二條の二関係) (A4)

建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類

(第一面)

建築士事務所の概要

年 月 日現在

建築士事務所所在地	ふりがな	
	名称	
登録	登録	一級 建築士事務所 木造 () 知事登録第 号
	開設者	氏名又は名称
管理	管理 建築士	一級 建築士 氏名 木造 () 登録第 号
登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

(第二面)

建築士事務所の業績の実績

年 月 日現在

- 〔記入注意〕
- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
 - 2 〔例〕

東京都 千代田区 霞ヶ関 〇—〇—〇
 国土 太郎 国士マンション 共同住宅
 設計及び工事監理 2007. 2. 1 2007. 10. 3

委託者	建築物所在地	建築物の名称及び用途	構造及び規模	業務内容	期間

第七号の二書式 (第二十二條の二関係) (A4)

建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類

(第一面)

建築士事務所の概要

年 月 日現在

建築士事務所所在地	ふりがな	
	名称	
登録	登録	一級 建築士事務所 木造 () 知事登録第 号
	開設者	氏名又は名称
管理	管理 建築士	一級 建築士 氏名 木造 () 登録第 号
登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

(第二面)

建築士事務所の業績の実績

年 月 日現在

- 〔記入注意〕
- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
 - 2 〔例〕

東京都 千代田区 霞ヶ関 〇—〇—〇
 国土 太郎 国士マンション 共同住宅
 設計及び工事監理 2007. 2. 1 2007. 10. 3

委託者	建築物所在地	建築物の名称及び用途	構造及び規模	業務内容	期間

(建築基準法施行規則の一部改正)
 第五条 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

(特定建築基準適合判定資格者講習の登録の申請)
 第三条の十四 (略)

(特定建築基準適合判定資格者講習の登録の申請)
 第三条の十四 (略)

2 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第六条の十七第二項第一号において同じ。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

イ 住民票の写し又はこれに代わる書面

ロ (略)

ロ (略)

二〇七 (略)

二〇七 (略)

(特定建築物調査員資格者証の交付の申請)

(特定建築物調査員資格者証の交付の申請)

第六条の十七 (略)

第六条の十七 (略)

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて氏名及び生年月日を証明する書類

一 住民票の写しその他の氏名及び生年月日を証明する書類

二〇三 (略)

二〇三 (略)

3 (略)

3 (略)

(書類の閲覧等)

(書類の閲覧等)

第十一条の三 (略)

第十一条の三 (略)

3 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧に関する規程を定めてこれを告示しななければならない。

3 特定行政庁は、第一項の書類を閲覧に供するため、閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めこれを告示しなければならない。

第三号様式(第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係)(A4)

第三号様式(第一条の三、第三条、第三条の三、第三条の四、第三条の七、第三条の十、第六条の三、第十一条の三関係)(A4)

(注意)

(注意)

1. 第一面及び第二面関係

1. 第一面及び第二面関係

① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書(第一面)及び「建築計画概要書(第二面)」と明示し、第二面の18欄の事項を第二号様式の第三面の写しの19欄に記載してください。

① これらは第二号様式の第二面及び第三面の写しに代えることができます。この場合には、最上段に「建築計画概要書(第一面)及び「建築計画概要書(第二面)」と明示してください。

② (略)

② (略)

2. (略)

2. (略)

第十六号様式(第三条の五関係)(A4)

第十六号様式(第三条の五関係)(A4)

建築基準法第6条の2第5項の規定による

建築基準法第6条の2第5項の規定による

確認審査報告書

確認審査報告書

第

第

年 月 日

年 月 日

特定行政庁 様

特定行政庁 様

指定確認検査機関名 (略)

指定確認検査機関名 (略) 印

第二十三号様式 (第四条の五関係)(A 4)

建築基準法第7条の2第3項の規定による
完了検査引受通知書

第 号
年 月 日

建築主事 様

指定確認検査機関名

(略)

第二十五号様式 (第四条の七関係)(A 4)

建築基準法第7条の2第6項の規定による
完了検査報告書

第 号
年 月 日

特定行政庁 様

指定確認検査機関名

(略)

第三十号様式 (第四条の十二関係)(A 4)

建築基準法第7条の4第2項の規定による
中間検査引受通知書

第 号
年 月 日

建築主事 様

指定確認検査機関名

(略)

第三十二号様式 (第四条の十四関係)(A 4)

建築基準法第7条の4第6項の規定による
中間検査報告書

第 号
年 月 日

特定行政庁 様

指定確認検査機関名

(略)

第三十五号の四様式 (第四条の十六の二関係)(A 4)

建築基準法第7条の6第3項の規定による
仮使用認定報告書

第 号
年 月 日

特定行政庁 様

指定確認検査機関名

(略)

第二十三号様式 (第四条の五関係)(A 4)

建築基準法第7条の2第3項の規定による
完了検査引受通知書

第 号
年 月 日

建築主事 様

指定確認検査機関名 印

(略)

第二十五号様式 (第四条の七関係)(A 4)

建築基準法第7条の2第6項の規定による
完了検査報告書

第 号
年 月 日

特定行政庁 様

指定確認検査機関名 印

(略)

第三十号様式 (第四条の十二関係)(A 4)

建築基準法第7条の4第2項の規定による
中間検査引受通知書

第 号
年 月 日

建築主事 様

指定確認検査機関名 印

(略)

第三十二号様式 (第四条の十四関係)(A 4)

建築基準法第7条の4第6項の規定による
中間検査報告書

第 号
年 月 日

特定行政庁 様

指定確認検査機関名 印

(略)

第三十五号の四様式 (第四条の十六の二関係)(A 4)

建築基準法第7条の6第3項の規定による
仮使用認定報告書

第 号
年 月 日

特定行政庁 様

指定確認検査機関名 印

(略)

第四十二号様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第18条第2項の規定による
計画通知書（建築物）
（第一面）

建築基準法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事 様 第 号
年 月 日
通知者官職

設計者氏名

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号の二様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（建築物）
（第一面）

建築基準法第18条第2項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事 様 第 号
年 月 日
通知者官職

設計者氏名

【計画を変更する建築物の直前の確認】

（略）

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第18条第2項の規定による
計画通知書（建築物）
（第一面）

建築基準法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事 様 第 号
年 月 日
通知者官職 印

設計者氏名 印

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の二様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（建築物）
（第一面）

建築基準法第18条第2項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事 様 第 号
年 月 日
通知者官職 印

設計者氏名 印

【計画を変更する建築物の直前の確認】

（略）

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機用）（A 4）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による
計画通知書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事 様

第 号
年 月 日

通知者官職

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（A 4）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による
計画通知書（昇降機以外の建築設備）
（第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事 様

第 号
年 月 日

通知者官職

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機用）（A 4）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による
計画通知書（昇降機）
（第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事 様

第 号
年 月 日

通知者官職 印

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の七様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（A 4）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による
計画通知書（昇降機以外の建築設備）
（第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事 様

第 号
年 月 日

通知者官職 印

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機用）（A 4）
 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による
 計画変更通知書（昇降機）
 （第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知し
 ます。

建築主事 様
 第 号
 年 月 日
 [通知者官職]

【計画変更する昇降機の直前の確認】
 （略）

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（A 4）
 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による
 計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）
 （第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知し
 ます。

建築主事 様
 第 号
 年 月 日
 [通知者官職]

【計画変更する建築設備の直前の確認】
 （略）

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機用）（A 4）
 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による
 計画変更通知書（昇降機）
 （第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知し
 ます。

建築主事 様
 第 号
 年 月 日
 [通知者官職 印]

【計画変更する昇降機の直前の確認】
 （略）

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（A 4）
 建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定による
 計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）
 （第一面）

建築基準法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知し
 ます。

建築主事 様
 第 号
 年 月 日
 [通知者官職 印]

【計画変更する建築設備の直前の確認】
 （略）

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の九様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による計画通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事 様

第 号
年 月 日

通知者官職

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号の十様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事 様

第 号
年 月 日

通知者官職

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号の九様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による計画通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事 様

第 号
年 月 日

通知者官職 印

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の十様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定により計画を通知します。

建築主事 様

第 号
年 月 日

通知者官職 印

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の十一様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事 様
第 号
年 月 日
[通知者官職]

【計画を変更する工作物の直前の確認】
（略）

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号の十二様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事 様
第 号
年 月 日
[通知者官職]

【計画を変更する工作物の直前の確認】
（略）

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号の十一様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第1項において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事 様
第 号
年 月 日
[通知者官職 印]

【計画を変更する工作物の直前の確認】
（略）

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の十二様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定による
計画変更通知書（工作物）
（第一面）

建築基準法第88条第2項において準用する同法第18条第2項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事 様
第 号
年 月 日
[通知者官職 印]

【計画を変更する工作物の直前の確認】
（略）

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※確認番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の十二の二様式（第八条の二関係）(A 4)
 建築基準法第18条第4項の規定による
 計画通知書
 (第一面)

建築基準法第18条第4項（同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画を通知します。

知事又は指定構造計算適合性判定機関 様
 第 年 月 日
 通知者官職

設計者氏名

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※適合判定通知書 番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号の十二の三様式（第八条の二関係）(A 4)
 建築基準法第18条第4項の規定による
 計画変更通知書
 (第一面)

建築基準法第18条第4項（同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画の変更を通知します。

知事又は指定構造計算適合性判定機関 様
 第 年 月 日
 通知者官職

設計者氏名

【計画を変更する建築物の直前の構造計算適合性判定】
 (略)

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※適合判定通知書 番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

第四十二号の十二の二様式（第八条の二関係）(A 4)
 建築基準法第18条第4項の規定による
 計画通知書
 (第一面)

建築基準法第18条第4項（同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画を通知します。

知事又は指定構造計算適合性判定機関 様
 第 年 月 日
 通知者官職 印

設計者氏名 印

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※適合判定通知書 番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の十二の三様式（第八条の二関係）(A 4)
 建築基準法第18条第4項の規定による
 計画変更通知書
 (第一面)

建築基準法第18条第4項（同法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画の変更を通知します。

知事又は指定構造計算適合性判定機関 様
 第 年 月 日
 通知者官職 印

設計者氏名 印

【計画を変更する建築物の直前の構造計算適合性判定】
 (略)

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※適合判定通知書 番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

第四十二号の十三様式（第八条の二関係）(A 4)

工事完了通知書
(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第16項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事 様
第 号
年 月 日

通知者官職

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名

【検査を受ける建築物等】

(略)

※手数料欄				
※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※検査済証欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

第四十二号の十四様式（第八条の二関係）(A 4)

工事完了通知書
(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第87条第1項において準用する同法第18条第16項の規定により、通知します。

建築主事 様
第 号
年 月 日

通知者官職

※受付欄
年 月 日
第 号
係員氏名

第四十二号の十三様式（第八条の二関係）(A 4)

工事完了通知書
(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第16項（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事 様
第 号
年 月 日

通知者官職 印

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名 印

【検査を受ける建築物等】

(略)

※手数料欄				
※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※検査済証欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

第四十二号の十四様式（第八条の二関係）(A 4)

工事完了通知書
(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第87条第1項において準用する同法第18条第16項の規定により、通知します。

建築主事 様
第 号
年 月 日

通知者官職 印

※受付欄
年 月 日
第 号
係員印

第四十二号の十七様式（第八条の二関係）(A 4)

特定工程工事終了通知書
(第一面)

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第18条第19項（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事 様
第 号
年 月 日

通知者官職

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名

【検査を受ける建築物等】

(略)

※手数料欄				
※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※中間検査合格証欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

第四十二号の十九様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第18条第21項の規定による
中間検査合格証

第 号
年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様
建築主事等職氏名 印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第20項（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

(略)

第四十二号の十七様式（第八条の二関係）(A 4)

特定工程工事終了通知書
(第一面)

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第18条第19項（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

建築主事 様
第 号
年 月 日

通知者官職 印

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名 印

【検査を受ける建築物等】

(略)

※手数料欄				
※受付欄	※検査の特例欄	※検査欄	※決裁欄	※中間検査合格証欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員印				係員印

第四十二号の十九様式（第八条の二関係）(A 4)

建築基準法第18条第21項の規定による
中間検査合格証

第 号
年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様
建築主事等職氏名 印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第21項（同法第87条の4又は第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第6条第1項（同法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

(略)

第四十二号の二十様式（第八条の二関係）(A 4)

仮使用認定申請書

(第一面)

建築基準法第18条第24項第1号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

特定行政庁 様

第 号

年 月 日

申請者官職

【仮使用の認定を申請する建築物等】

(略)

※受付欄	※建築主事	※審査担当者		
年 月 日	※特記	※決裁欄	※認定番号	※特記
第 号			年 月 日	
係員氏名			第 号	
			係員氏名	
※条件				

第四十二号の二十一様式（第八条の二関係）(A 4)

仮使用認定申請書

(第一面)

建築基準法第18条第24項第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

建築主事 様

第 号

年 月 日

申請者官職

【仮使用の認定を申請する建築物等】

(略)

※受付欄	※決裁欄	※認定番号	※特記
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員氏名		係員氏名	
※条件			

第四十二号の二十様式（第八条の二関係）(A 4)

仮使用認定申請書

(第一面)

建築基準法第18条第24項第1号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

特定行政庁 様

第 号

年 月 日

申請者官職 印

【仮使用の認定を申請する建築物等】

(略)

※受付欄	※建築主事	※審査担当者		
年 月 日	※特記	※決裁欄	※認定番号	※特記
第 号			年 月 日	
係員印			第 号	
			係員印	
※条件				

第四十二号の二十一様式（第八条の二関係）(A 4)

仮使用認定申請書

(第一面)

建築基準法第18条第24項第2号（同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定を申請します。

建築主事 様

第 号

年 月 日

申請者官職 印

【仮使用の認定を申請する建築物等】

(略)

※受付欄	※決裁欄	※認定番号	※特記
年 月 日		年 月 日	
第 号		第 号	
係員印		係員印	
※条件			

第六十一号様式（第十条の十六関係）(A 4)
(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）
- その他

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】

- 耐火建築物
- 延焼防止建築物
- 準耐火建築物
- 準延焼防止建築物
- その他
- 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【7. 階数】～【11. 備考】 (略)

(注意)

1. ～3. (略)

4. 第三面関係

①～④ (略)

⑤ 4欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）」（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）」（同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。

第六十一号様式（第十条の十六関係）(A 4)
(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造（準耐火時間： 分）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【6. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】

- 延焼防止建築物
- 準延焼防止建築物
- その他

【7. 階数】～【11. 備考】 (略)

(注意)

1. ～3. (略)

4. 第三面関係

①～④ (略)

⑤ 4欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）」（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）」（同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお、「準耐火構造」に該当する場合には、準耐火時間（主要構造部に要求される時間をいう。）を併せて記入してください。

⑥ 5 欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑦ 6 欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」(建築基準法施行令第136条の2第1号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。)、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」(同条第2号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。)又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑧ (略)

第六十一号の二様式 (第十条の十六関係) (A 4)

(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

- 耐火構造
建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)
その他

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
その他
建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】

- 耐火建築物
延焼防止建築物
準耐火建築物
準延焼防止建築物

⑥ 5 欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。

⑦ 6 欄は、「延焼防止建築物」(建築基準法施行令第136条の2第1号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。)、「準延焼防止建築物」(同条第2号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。)又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑧ (略)

第六十一号の二様式 (第十条の十六関係) (A 4)

(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

- 耐火構造
建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
準耐火構造 (準耐火時間： 分)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)
準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【6. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】

- 延焼防止建築物
準延焼防止建築物
その他

- その他
- 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【7. 階数】～【11. 備考】 (略)

(注意)

- 1. ～3. (略)
- 4. 第三面関係
- ①～④ (略)

⑤ 4 欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)」（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)」（同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いづれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑥ 5 欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいづれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑦ 6 欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」（同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」（上記のいづれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑧ (略)

第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A 4)
(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

【7. 階数】～【11. 備考】 (略)

(注意)

- 1. ～3. (略)
- 4. 第三面関係
- ①～④ (略)

⑤ 4 欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー1)」（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー2)」（同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお、「準耐火構造」に該当する場合には、準耐火時間（主要構造部に要求される時間をいう。）を併せて記入してください。

⑥ 5 欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。

⑦ 6 欄は、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準延焼防止建築物」（同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑧ (略)

第六十五号様式 (第十条の二十一関係) (A 4)
(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】 (略)

【4. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造

- 準耐火構造
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー 1)
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー 2)
 その他

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
 その他
 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】

- 耐火建築物
 延焼防止建築物
 準耐火建築物
 準延焼防止建築物
 その他
 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【7. 階数】～【9. 備考】 (略)

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

①～③ (略)

④ 4 欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー 1)」(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー 2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑤ 5 欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

- 準耐火構造 (準耐火時間: 分)
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー 1)
 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー 2)

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【6. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】

- 延焼防止建築物
 準延焼防止建築物
 その他

【7. 階数】～【9. 備考】 (略)

(注意)

1. ～ 3. (略)

4. 第三面関係

①～③ (略)

④ 4 欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー 1)」(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロー 2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお、「準耐火構造」に該当する場合には、準耐火時間 (主要構造部に要求される時間をいう。)を併せて記入してください。

⑤ 5 欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。

⑥ 6 欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」（同条第2号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」（上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの）」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑦・⑧ （略）

第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）(A 4)
(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】（略）

【4. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）
- その他

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【6. 建築基準法第61条の規定の適用】

- 耐火建築物
- 延焼防止建築物
- 準耐火建築物
- 準延焼防止建築物
- その他
- 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【7. 階数】～【9. 備考】（略）

（注意）

1. ～ 3. （略）

⑥ 6 欄は、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準延焼防止建築物」（同条第2号口に掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑦・⑧ （略）

第六十五号の二様式（第十条の二十一関係）(A 4)
(第三面)

建築物別概要

【1. 建築物の番号】～【3. 構造】（略）

【4. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造（準耐火時間： 分）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー2）

【5. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

【6. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】

- 延焼防止建築物
- 準延焼防止建築物
- その他

【7. 階数】～【9. 備考】（略）

（注意）

1. ～ 3. （略）

4. 第三面関係

①～③ (略)

④ 4 欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」、「建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」、「(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑤ 5 欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑥ 6 欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」(建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」(同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑦・⑧ (略)

第六十七号の三様式(第十条の二十三、第十条の二十四関係)(A 4)
(第五面)

各工事に係る建築物別概要

【1. 工事の番号】～【5. 構造】 (略)

【6. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)
- その他

【7. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

4. 第三面関係

①～③ (略)

④ 4 欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」、「建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。」又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」、「(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお、「準耐火構造」に該当する場合には、準耐火時間(主要構造部に要求される時間をいう。)を併せて記入してください。

⑤ 5 欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、4 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。

⑥ 6 欄は、「延焼防止建築物」(建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)、「準延焼防止建築物」(同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑦・⑧ (略)

第六十七号の三様式(第十条の二十三、第十条の二十四関係)(A 4)
(第五面)

各工事に係る建築物別概要

【1. 工事の番号】～【5. 構造】 (略)

【6. 主要構造部】

- 耐火構造
- 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 準耐火構造(準耐火時間: 分)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)

【7. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

- その他
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【8. 建築基準法第61条の規定の適用】

- 耐火建築物
- 延焼防止建築物
- 準耐火建築物
- 準延焼防止建築物
- その他
- 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【9. 階数】～【20. 備考】 (略)

(注意)

1. ～ 5. (略)

6. 第五面関係

①～④ (略)

⑤ 6 欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」（同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いづれにも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。

⑥ 7 欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」（上記のいづれにも該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、6 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑦ 8 欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」（同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」（上記のいづれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの）のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。

⑧～⑯ (略)

7. (略)

【8. 防火地域又は準防火地域における対策の状況】

- 延焼防止建築物
- 準延焼防止建築物
- その他

【9. 階数】～【20. 備考】 (略)

(注意)

1. ～ 5. (略)

6. 第五面関係

①～④ (略)

⑤ 5 欄は、「耐火構造」、「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」、「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)」（建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」（同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう。）のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。なお、「準耐火構造」に該当する場合には、準耐火時間（主要構造部に要求される時間をいう。）を併せて記入してください。

⑥ 6 欄は、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合には、5 欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。

⑦ 7 欄は、「延焼防止建築物」（建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）、「準延焼防止建築物」（同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。）又は「その他」のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑧～⑯ (略)

7. (略)

<p>（公営住宅法施行規則及び航空法施行規則の一部改正）</p> <p>第六条 次に掲げる省令の規定中「五」を削る。</p> <p>一 公営住宅法施行規則（昭和二十六年建設省令第十九号）第一号様式</p> <p>二 航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第十九号の様式及び第十九号の三の様式（公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第七条 公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則（昭和二十七年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>（保証金の支払に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第八条 法第十三条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 発注者の使用に係る電子計算機と保証事業会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル（専ら保証事業会社の用に供されるファイル）をいう。以下この条において同じ。）に記録する方法</p> <p>ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた当該保証事業会社の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法</p> <p>ハ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供する方法</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに記録する方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（第十一条第一項第二号において「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 保証事業会社が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。</p> <p>二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。</p> <p>三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。</p> <p>第九条 法第十三条第四項の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。</p> <p style="text-align: center;">改正前</p> <p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>
--	-------------

(保証金の支払に係る電磁的方法の種類及び内容)
第十条 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第八条第一項各号に規定する方法のうち発注者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(保証金の支払に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十一条 令第四条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの
 - イ 保証事業会社の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて発注者の使用に係る電子計算機に令第四条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、発注者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

第十二条、**第十五条** (略)

第八條 (氣象業務法施行規則の一部改正)
 (氣象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一號)の一部を次のように改正する。)

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(予報業務の許可の申請)
第十条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（地震動、火山現象及び津波の予報の業務に係る申請にあつては、第二号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

一 一七 (略)

八 個人にあつては、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第三十三条第二項第二号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

九 (略)

3・4 (略)

(登録の申請)

第三十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名、生年月日及び住所を証する書類

三 (略)

3 (略)

(新設)

(新設)

第八條、**第十一條** (略)

(予報業務の許可の申請)
第十条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類（地震動、火山現象及び津波の予報の業務に係る申請にあつては、第二号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

一 一七 (略)

八 個人にあつては、住民票の写し又はこれに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

九 (略)

3・4 (略)

(登録の申請)

第三十三条 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 住民票の写し又はこれに類するものであつて、氏名、生年月日及び住所を証する書類

三 (略)

3 (略)

<p>（自動車損害賠償責任保険証明書の写しの作成方法）</p> <p>第一条の二 法第九条第一項ただし書の国土交通省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 複写機を用いて、自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下この条において同じ。）を複写すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 自動車損害賠償責任保険証明書を交付した者又は法第九条第六項の規定による提示を受けた者が、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載された事項を当該自動車損害賠償責任保険証明書と同一の様式（用紙）に転写し、これに記名すること。</p>	<p>改正後</p>	<p>（電磁的方法）</p> <p>第十六条の四 法第三十二条第四項（法第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p> <p>（総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第十六条の五 法第三十二条第五項（法第三十五条第三項及び第三十六条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。</p>	<p>（北海道防寒住宅建設等促進法施行規則の一部改正）</p> <p>第九条 北海道防寒住宅建設等促進法施行規則（昭和二十八年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別記第一号様式中「平成〇〇年度」を「年度」に改め、「平成」及び「印」を削る。</p> <p>別記第二号様式中「平成〇〇年度」を「年度」に改め、「平成」を削り、「同年」を「年」に改める。</p> <p>別記第三号様式中「平成〇〇年度」を「年度」に改める。</p> <p>（土地区画整理法施行規則の一部改正）</p> <p>第十条 土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。</p>
<p>（自動車損害賠償責任保険証明書の写しの作成方法）</p> <p>第一条の二 法第九条第一項ただし書の国土交通省令で定める方法は、次のとおりとする。</p> <p>一 複写器を用いて、自動車損害賠償責任保険証明書（自動車損害賠償責任共済証明書を含む。以下この条において同じ。）を複写すること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 自動車損害賠償責任保険証明書を交付した者又は法第九条第六項の規定による提示を受けた者が、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載された事項を当該自動車損害賠償責任保険証明書と同一の様式（用紙）に転写し、これに記名押印すること。</p>	<p>改正前</p>	<p>（新設）</p>	<p>改正前</p>

第一条の六 法第九条の二第四項の規定による保険標章の再交付を受けようとする者は、保険会社に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。ただし、保険会社が、当該自動車損害賠償責任保険証明書の確認以外の方法により、当該者が締結した責任保険の契約の内容を適切に確認することができるものと認めるときは、この限りでない。

2 法第九条の二第四項の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 滅失又は損傷により保険標章を貼り付けた前面ガラスを使用することができなくなった場合

二 滅失、損傷又は識別困難により保険標章を貼り付けた車両番号標又は標識を表示することができなくなった場合

三 (略)

第一号様式(第一条関係)

証明書番号 第 号 年 月 日
 自動車損害賠償責任保険証明書
 下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

「保険会社名

(略)	指定金融機関名	
	保険料収納年月日	
異動事項	抜者	
管轄店名及び所在地	所在地	

(日本産業規格A列5番)

備考

- (1) (略)
- (2) 「自動車の種別」は、国土交通大臣の定めるところによる。
- (3)・(4) (略)

第一条の六 法第九条の二第四項の規定による保険標章の再交付を受けようとする者は、保険会社に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。

2 法第九条の二第四項の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 滅失又は損傷により保険標章をはり付けた前面ガラスを使用することができなくなった場合

二 滅失、損傷又は識別困難により保険標章をはり付けた車両番号標又は標識を表示することができなくなった場合

三 (略)

第一号様式(第一条関係)

証明書番号 第 号 年 月 日
 自動車損害賠償責任保険証明書
 下記の自動車については、自動車損害賠償保障法による自動車損害賠償責任保険契約が締結されていることを証明します。

「保険会社名 印

(略)	指定金融機関名	
	保険料収納済印	
異動事項	抜者印	
管轄店名及び所在地	所在地	

(日本産業規格A列5番)

備考

- (1) (略)
- (2) 「自動車の種別」欄には、別表表(一)の区分による車種(原動機付自転車にあつては、その旨)を記載すること。
- (3)・(4) (略)

<p>(5) 「保険料収納年月日」欄には、保険会社、代理店又は指定金融機関が保険料を収納した年月日を記載すること。</p> <p>(6) 代理店扱いの契約にあつては、「<u>扱者</u>」欄に当該代理店の<u>店号</u>、<u>名称</u>又は<u>氏名</u>を記載すること。</p> <p>(7) 自動車損害賠償責任共済証明書は、この様式中「自動車損害賠償責任保険証明書」の文字に代えて「自動車損害賠償責任共済証明書」の文字を、「自動車損害賠償責任保険契約」の文字に代えて「自動車損害賠償責任共済契約」の文字を、「<u>保険会社名</u>」の文字に代えて「<u>組合名</u>」の文字を、「<u>保険期間</u>」の文字に代えて「<u>共済期間</u>」の文字を、「<u>保険契約者</u>」の文字に代えて「<u>共済契約者</u>」の文字を、「<u>保険料</u>」の文字に代えて「<u>共済掛金</u>」の文字を、「<u>保険料収納年月日</u>」の文字に代えて「<u>共済掛金収納年月日</u>」の文字を、「<u>管轄店名</u>」の文字に代えて「<u>組合名</u>又は<u>組合の支部等の名称</u>」の文字を表示するほか、(1)～(5)に準ずること。</p>	<p>(5) 「保険料収納済印」欄には、保険会社、代理店又は指定金融機関が保険料を収納したことを証する印を押すこと。</p> <p>(6) 代理店扱いの契約にあつては、「<u>扱者印</u>」欄に当該代理店の<u>印</u>を押すこと。</p> <p>(7) 自動車損害賠償責任共済証明書は、この様式中「自動車損害賠償責任保険証明書」の文字に代えて「自動車損害賠償責任共済証明書」の文字を、「自動車損害賠償責任保険契約」の文字に代えて「自動車損害賠償責任共済契約」の文字を、「<u>保険会社名</u>」の文字に代えて「<u>組合名</u>」の文字を、「<u>保険期間</u>」の文字に代えて「<u>共済期間</u>」の文字を、「<u>保険契約者</u>」の文字に代えて「<u>共済契約者</u>」の文字を、「<u>保険料</u>」の文字に代えて「<u>共済掛金</u>」の文字を、「<u>保険料収納済印</u>」の文字に代えて「<u>共済掛金収納済印</u>」の文字を、「<u>管轄店名</u>」の文字に代えて「<u>組合名</u>又は<u>組合の支部等の名称</u>」の文字を表示するほか、(1)～(5)に準ずること。</p>
--	--

第十二条 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(資格者証の様式及び交付)</p> <p>第四十八条の六 (略)</p> <p>2 資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び生年月日を証明する書類及び次の各号のいずれかの書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(資格者証の訂正)</p> <p>第四十八条の七 資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたときは、第三号様式による運行管理者資格者証訂正申請書に当該資格者証及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて変更の事実を証明する書類を添付してその住所地を管轄する地方運輸局長に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資格者証の再交付)</p> <p>第四十八条の八 資格者証の交付を受けている者は、前条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をしようとするとき又は交付を受けた資格者証を汚し、損じ、若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、第三号様式による運行管理者資格者証再交付申請書に既に交付を受けている資格者証（資格者証を失つた場合を除く。）及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて変更の事実を証明する書類（同条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をする場合に限る。）を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。</p>	<p>(資格者証の様式及び交付)</p> <p>第四十八条の六 (略)</p> <p>2 資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し又はこれに類するもの及び次の各号のいずれかの書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(資格者証の訂正)</p> <p>第四十八条の七 資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたときは、第三号様式による運行管理者資格者証訂正申請書に当該資格者証及び住民票の写し又はこれに類するものであつて変更の事実を証明する書類を添付してその住所地を管轄する地方運輸局長に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(資格者証の再交付)</p> <p>第四十八条の八 資格者証の交付を受けている者は、前条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をしようとするとき又は交付を受けた資格者証を汚し、損じ、若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、第二号様式による運行管理者資格者証再交付申請書に既に交付を受けている資格者証（資格者証を失つた場合を除く。）及び住民票の写し又はこれに類するものであつて変更の事実を証明する書類（同条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をする場合に限る。）を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。</p>

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)
 第十三条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十三年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。
 別記様式第八号中「回」を削り、同様式備考之中「記入し、事務所の長の印を捺印すること。」を「記入すること。」と改める。
 (内航海運組合法施行規則の一部改正)
 第十四条 内航海運組合法施行規則(昭和三十三年運輸省令第三十九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(電磁的方法)

第七条の二 法第二十一条第三項(法第五十八条において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(創立総会の議事録)

第七条の三 (略)

(役員の責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第八条の四 法第四十一条(法第五十八条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・二 (略)

(役員の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)

第八条の五 法第四十一条(法第五十八条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一・三 (略)

(総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

第八条の七 法第四十三条第四項(法第五十五条(法第五十八条において準用する場合を含む。)及び法第五十八条において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、第七条の二第一項第二号に掲げる方法とする。

(新設)

(創立総会の議事録)
第七条の二 (略)

第八条の四 法第四十一条(法第五十八条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。

一・二 (略)

(役員の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)

第八条の五 法第四十一条(法第五十八条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。

一・三 (略)

(新設)

<p>(清算人の責任追及等の訴えの提起の請求方法)</p> <p>第十二条の五 法第五十五条（法第五十八条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の国土交通省令で定める方法）は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(清算人の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第十二条の六 法第五十五条（法第五十八条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の国土交通省令で定める方法）は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。</p> <p>一・三 (略)</p>	<p>(清算人の責任追及等の訴えの提起の請求方法)</p> <p>第十二条の五 法第五十五条（法第五十八条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の国土交通省令で定める方法）は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(清算人の責任追及等の訴えを提起しない理由の通知方法)</p> <p>第十二条の六 法第五十五条（法第五十八条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の国土交通省令で定める方法）は、次に掲げる事項を記載した書面の提出とする。</p> <p>一・三 (略)</p>
--	--

<p>(宅地造成等規制法施行規則の一部改正)</p> <p>第十五条 宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(登録)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 個人である場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・五 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(登録)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 個人である場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・五 (略)</p>
---	--

<p>(都市計画法施行規則の一部改正)</p> <p>第十六条 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(登録)</p> <p>第十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 個人である場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・五 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(登録)</p> <p>第十九条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 個人である場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・五 (略)</p>
--	---

(都市再開発法施行規則の一部改正)
 第十七条 都市再開発法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電磁的方法) 第十三条 法第三十一条第四項(法第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。</p> <p>(総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法) 第十三条の二 法第三十一条第五項(法第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。</p>	<p>第十三条 削除</p> <p>(新設)</p>

(自動車登録及び検査に関する申請書の様式等を定める省令の一部改正)

第十八条 自動車登録及び検査に関する申請書の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する。

第三号様式中「**〔車種別検査項目〕**」を「**〔車種別検査項目〕**」に改める。

(旅行業法施行規則の一部改正)

第十九条 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十号様式及び第十一号様式中「**④**」を削る。

(積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正)

第二十条 積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和四十六年建設省令第二十九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第八中「**④**」を削り、同様式備考2中「**〔記入〕**」を「**〔記入する〕**」に改める。

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部改正)

第二十一条 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則(昭和四十七年自治省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から別記第三号様式までの様式中「**④**」を削る。

(新都市基盤整備法施行規則の一部改正)

第二十二条 新都市基盤整備法施行規則(昭和五十年建設省令第四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第四中「**④**」を削る。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）
第二十三条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後

改正前

（電磁的方法）
第二十八条の二 法第四十九条第四項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

（新設）

（民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）
第二十四条 民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則（昭和六十二年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。
 別記様式第二中「**四**」及び備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(6)までを一ずつ繰り上げる。
 別記様式第三中「**四**」及び備考(1)を削り、備考(2)を備考(1)とし、備考(3)から備考(5)までを一ずつ繰り上げる。

第二十五条 貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

（資格者証の様式及び交付）
第二十五条 （略）
 2 資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び生年月日を証明する書類並びに法第十九条第一項第二号に基づく申請にあつては、前条第一項に該当することを証する書類を添付して、提出しなければならない。
 3 （略）
 （資格者証の訂正）
第二十六条 資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたときは、第三号様式による運行管理者資格者証訂正申請書に当該資格者証及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて変更の事実を証明する書類を添付してその住所を管轄する地方運輸局長に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。

（資格者証の様式及び交付）
第二十五条 （略）
 2 資格者証の交付を申請しようとする者は、第二号様式による運行管理者資格者証交付申請書に住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名及び生年月日を証明する書類並びに法第十九条第一項第二号に基づく申請にあつては、前条第一項に該当することを証する書類を添付して、提出しなければならない。
 3 （略）
 （資格者証の訂正）
第二十六条 資格者証の交付を受けている者は、氏名に変更を生じたときは、第三号様式による運行管理者資格者証訂正申請書に当該資格者証及び住民票の写し又はこれに類するものであつて変更の事実を証明する書類を添付してその住所を管轄する地方運輸局長に提出し、資格者証の訂正を受けなければならない。

2 (略)

2 (略)

<p>第三十九条の二 法第五十一条第三項に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法</p>	<p>(電磁的方法)</p> <p>(新設)</p>
<p>第二十七条 (密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第二十七条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則(平成九年建設省令第十五号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。</p>	<p>改正後</p> <p>改正前</p>
<p>第六条 (耐震診断資格者講習の登録の申請)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 個人である場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類</p> <p>ロ (略)</p> <p>二(七) (略)</p>	<p>改正後</p> <p>改正前</p> <p>第六条 (耐震診断資格者講習の登録の申請)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 個人である場合においては、次に掲げる書類</p> <p>イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面</p> <p>ロ (略)</p> <p>二(七) (略)</p>
<p>第二十六条 (建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正)</p> <p>第二十六条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>改正後</p> <p>改正前</p>
<p>(資格者証の再交付)</p> <p>第二十七条 資格者証の交付を受けている者は、前条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をしようとするとき又は交付を受けた資格者証を汚し、損じ、若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、第三号様式による運行管理者資格者証再交付申請書に既に交付を受けている資格者証(資格者証を失つた場合を除く。)及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて変更の事実を証明する書類(同条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をする場合に限る。)を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。</p>	<p>(資格者証の再交付)</p> <p>第二十七条 資格者証の交付を受けている者は、前条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をしようとするとき又は交付を受けた資格者証を汚し、損じ、若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、第三号様式による運行管理者資格者証再交付申請書に既に交付を受けている資格者証(資格者証を失つた場合を除く。)及び住民票の写し又はこれに類するものであつて変更の事実を証明する書類(同条第二項の規定により資格者証の再交付の申請をする場合に限る。)を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。</p>

- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

第三十九条の三 法第六十九条第五項の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

第三十九条の四 (略)

第三十九条の二 (略)

(新設)

第二十八條 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正
第二十九條の二第六項及び第三十一條の十一の二第六項中「閲覧の場所及び」を削る。

第一号様式中「五」及び備考3を削る。

第三号様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第四号様式中「五」及び備考3を削る。

第五号様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第六号様式から第八号様式までの様式中「五」及び備考3を削る。

第十号様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第十号の二様式中「五」及び備考3を削る。

第十号の三様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第十号の三の三様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第十号の四様式から第十号の六様式までの様式中「五」及び備考3を削る。

第十号の七様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第十一号様式中「五」及び備考3を削る。

第十二号様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第十三号様式から第十九号様式までの様式中「五」及び備考3を削る。

第二十号様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第二十一号様式から第二十八号様式までの様式中「五」を削る。

第二十九号様式中「五」及び備考3を削る。

第三十号様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第三十一号様式から第三十四号様式までの様式中「五」及び備考3を削る。

第三十五号様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第三十六号様式から第四十一号様式までの様式中「五」を削る。

第四十二号様式中「五」を削る。

第四十三号様式中「五」を削る。

第二十九條 (住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正)
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第十二号様式中「五」及び備考3を削る。

第十四号様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第十五号様式中「五」及び備考3を削る。

第十六号様式及び第十七号様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第十八号様式中「五」を削り、同様式備考中「(五)を認める」を「(五)を認める」に改める。

第十九号様式中「五」を削る。

第二十号様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第二十一号様式及び第二十二号様式中「五」及び備考3を削る。

第二十四号様式中「五」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第二十五号様式中「㉔」及び備考3を削る。
 第二十六号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第二十七号様式中「㉔」及び備考3を削る。
 第二十八号様式及び第二十九号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第三十号様式中「㉔」を削り、同様式備考中「㉔」を「の氏名を記載していただく」に改める。
 第三十一号様式中「㉔」を削る。
 第三十二号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第三十四号様式及び第三十五号様式中「㉔」及び備考3を削る。
 第三十六号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第四十七号様式中「㉔」及び備考3を削る。
 第四十八号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第四十九号様式中「㉔」及び備考3を削る。
 第五十号様式及び第五十一号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第五十二号様式中「㉔」を削り、同様式備考中「㉔」を「の氏名を記載していただく」に改める。
 第五十三号様式中「㉔」を削る。
 第五十四号様式及び第五十五号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第五十六号様式から第五十八号様式までの様式中「㉔」及び備考3を削る。
 第六十四号様式中「㉔」及び備考3を削る。
 第六十五号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第六十六号様式中「㉔」及び備考3を削る。
 第六十七号様式及び第六十八号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第六十九号様式中「㉔」を削り、同様式備考中「㉔」を「の氏名を記載していただく」に改める。
 第七十号様式中「㉔」を削る。
 第七十一号様式及び第七十二号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第七十三号様式及び第七十四号様式中「㉔」及び備考3を削る。
 第七十五号様式中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 (駐車場法施行規則の一部改正)

第三十条 駐車場法施行規則(平成十二年運輸省建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(登録) 第七条 (略) 2 (略) 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 個人である場合においては、次に掲げる書類 イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう)の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類 ロ (略) 二五 (略)</p>	<p>(登録) 第七条 (略) 2 (略) 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 個人である場合においては、次に掲げる書類 イ 住民票の抄本又はこれに代わる書類 ロ (略) 二五 (略)</p>

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則の一部改正)
 第三十一条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則(平成十二年運輸省建設省令第十四号)の一部を次のように改正する。

様式第三第一表を次のように改める。
様式第三 (第五条関係)
 第一表

年 災 害 復 旧 工 事
 設 計 書

(地方公共団体名)

災 害 年 月 日	年	月	日	工 事 概 要
工 事 番 号	第	号	号	
河川名、路線名、港湾名等				
施 行 位 置	郡 市 町 村	大字	地内	
工 事 名				
	申	請	決	定※
工 事 費	金	千円	金	千円
内 米 成	金	千円	金	千円
内 転 属	金	千円	金	千円
被災原因その他				

(マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第三十二条 マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。

第五十三条第二項中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。

第六十九条の二第二項第一号イ中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。

第八十四条の二第二項中「第八十四条の四」を「第八十四条の五」に改める。

第八十四条の三中「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第一号中「前条一項各号」を「第八十四条の二第二項各号」に改める。

第八十四条の四第一項中「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条を第八十四条の五とし、第八十四条の三を第八十四条の四とし、第八十四条の二の次に次の一条を加える。

第八十四条の三 法第七十二条第七項及び第七十三条第三項の国土交通省令で定める方法については、前条の規定を準用する。

第八十五条の二を削る。

別記様式第十号中「申請者 印」を「申請者 印」に改める。

別記様式第二十九号備考中「記入し、事務所長の印を押印すること。」を「記入すること。」に改める。

(高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部改正)
第三十三条 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(法第五十四条第七号の国土交通省令で定める管理の方法の基準)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>2 前項第二号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ認可事業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって同号の書類に代えることができる。</p> <p>(特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の一部改正)</p> <p>第三十四条 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成十四年国土交通省令第十七号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p> <p>改正後</p> <p>第三条 (対象建設工事の届出に係る事項の説明等に係る情報通信の技術を利用する方法) 法第十二条第二項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの</p> <p>イ 建設業を営む者の使用に係る電子計算機と対象建設工事を発注しようとする者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、対象建設工事を発注しようとする者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら対象建設工事を発注しようとする者の用に供されるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録する方法</p> <p>ロ 建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて対象建設工事を発注しようとする者の閲覧に供し、対象建設工事を発注しようとする者の使用に係る電子計算機に備えられた当該対象建設工事を発注しようとする者の受信者ファイルに当該記載事項を記録する方法</p> <p>ハ 建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて対象建設工事を発注しようとする者の閲覧に供する方法</p> <p>二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 対象建設工事を発注しようとする者が受信者ファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。</p> <p>二 前項第一号ロに掲げる方法にあつては、記載事項を建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を対象建設工事を発注しようとする者に対し通知することであること。ただし、対象建設工事を発注しようとする者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。</p> <p>三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を対象建設工事を発注しようとする者に対し通知することであること。ただし、対象建設工事を発注しようとする者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。</p>	<p>(法第五十四条第七号の国土交通省令で定める管理の方法の基準)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>改正前</p> <p>(新設)</p>

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等に係る電磁的方法の種類及び内容)
第四条 令第三条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち建設業を営む者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第五条 令第三条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 対象建設工事の発注しようとする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建設業を営む者の使用に係る電子計算機に令第三条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

- ロ 建設業を営む者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて対象建設工事の発注しようとする者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建設業を営む者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第六条・第七条 (略)

(対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

第八条 法第十三条第三項の主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する措置のうち次に掲げるもの

イ 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイル(専ら当該契約の相手方の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。)に記録する措置

ロ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第一項に規定する事項又は請負契約の内容で同項に規定する事項に該当するものの変更の内容(以下「契約事項等」という。)を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置

ハ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録された契約事項等を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供する措置

二 (略)

2 前項各号に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

三 当該契約の相手方が本人であることを確認することができる措置を講じていること。

(新設)

(新設)

第三条・第四条 (略)

(対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用する方法)

第五条 法第十三条第三項の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する措置のうちイ又はロに掲げるもの

イ 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置

ロ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第一項に規定する事項又は請負契約の内容で同項に規定する事項に該当するものの変更の内容(以下「契約事項等」という。)を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに当該契約事項等を記録する措置

(新設)

二 (略)

2 前項に掲げる措置は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一・二 (略)

(新設)

3 第一項各号に掲げる措置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 第一項第一号ロに掲げる措置にあつては、契約事項等を対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 二 第一項第一号ハに掲げる措置にあつては、契約事項等を対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する旨又は記録した旨を当該契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該契約事項等を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

4 (略)

(対象建設工事の請負契約に係る電磁的方法の種類及び内容)

第九條 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(以下「令」という。)第四条第一

項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する措置のうち対象建設工事の請負契約の当事者が講じるもの
- 二 (略)

(対象建設工事の請負契約に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十條 令第四条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 対象建設工事の請負契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第五条の五第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、対象建設工事の請負契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 (略)

(報告の徴収に関する事項)

第十一條 令第七条第一項第二号の主務省令で定める事項及び同条第二項第二号の主務省令で定める事項は、法第十三条第一項及び第二項の規定により交付した書面又は同条第三項の規定により講じた措置に関する事項その他分別解体等に関し都道府県知事が必要と認める事項とする。

(新設)

3 (略)

第六條 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(以下「令」という。)第三条第一

項の規定により示すべき措置の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する措置のうち対象建設工事の請負契約の当事者が講じるもの
- 二 (略)

第七條 令第三条第一項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機と当該契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第十三条第三項の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて当該契約の相手方の閲覧に供し、当該対象建設工事の請負契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該承諾に関する事項を記録する方法

- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに当該承諾に関する事項を記録したものを交付する方法

(新設)

2 (略)

(報告の徴収に関する事項)

第八條 令第六条第一項第二号の主務省令で定める事項及び同条第二項第二号の主務省令で定める事項は、法第十三条第一項及び第二項の規定により交付した書面又は同条第三項の規定により講じた措置に関する事項その他分別解体等に関し都道府県知事が必要と認める事項とする。

(都市再生特別措置法施行規則の一部改正)

第三十五條 都市再生特別措置法施行規則(平成十四年国土交通省令第六十六号)の一部を次のように改正する。
別記様式第七中「印」を削る。

第三十六条 (マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正)
 第三十六条の二の次に次の二条を加える。
 (電磁的方法)

第十八条の三 法第二十八条第四項(法第三十一条第四項、第二百二十九条、第三百三十一条第四項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条の四 法第二十八条第五項(法第三十一条第四項、第二百二十九条、第三百三十一条第四項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。
 第三十条第二項中「権利処分承認申請書に署名した者の印を証する印鑑証明」を「権利の処分について承認を得ようとする者及び権利の処分の相手方の運転免許証(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十二条第一項に規定する運転免許証をいう。)、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)、旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。))の写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類(法人にあつては、印鑑登録証明書その他その者が本人であることを確認するに足りる書類)」に改める。

別記様式第一中「㉔」を削る。
 別記様式第二中「㉔」及び備考5を削る。
 別記様式第三中「㉔」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 別記様式第四中「㉔」及び備考5を削る。
 別記様式第五中「㉔」及び備考3を削る。
 別記様式第六中「㉔」及び備考5を削る。
 別記様式第七中「㉔」及び備考3を削る。
 別記様式第八中「㉔」及び備考5を削る。
 別記様式第九中「㉔」及び備考3を削る。
 別記様式第十中「㉔」及び備考4を削る。
 別記様式第十一中「㉔」及び備考4を削る。
 別記様式第十二中「㉔」及び備考4を削る。
 別記様式第十三中「㉔」及び備考4を削る。
 別記様式第十四及び別記様式第二十中「㉔」を削る。
 別記様式第二十三及び別記様式第二十四中「㉔」及び備考5を削る。
 別記様式第二十五中「㉔」及び備考3を削る。

第三十七条 (国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)
 第三十七条 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年国土交通省令第二十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

改正前

(作成において氏名等を明らかにする措置)

第七条 法第四条第三項の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)
- 二 前号に掲げるもののほか、行政機関等(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第二号に規定する行政機関等をいう。))が定める措置

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

(作成において氏名等を明らかにする措置)

第七条 法第四条第三項の主務省令で定める措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。))とする。

(電磁的記録による縦覧等の方法)

第九条 民間事業者等が、法第五条第一項の規定に基づき、別表第三の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならない。

別表第一(第三条及び第四条関係)

(略)	(略)
船員法(昭和二十二年法律第百号)	第十八条第一項第一号(船舶国籍証書及び船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第九條第一項第一号に掲げるものの備置きに限る。)、第五十八條の二、第六十七條第三項、第百條の八、第百條の十九第一項及び第百條の二十七
(略)	(略)
建設業法(昭和二十四年法律第百号)	第二十六條の十三第一項(第二十七條の三十二において準用する場合を含む。)
(略)	(略)
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	第二十四條の四第二項
(略)	(略)
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)	第三十二條第十一項及び第八十四條第一項
(略)	(略)
放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十七号)	第四十一條の二十において準用する第四十一條の七第一項及び第四十一條の十三
(略)	(略)
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)	第三十一條第九項及び第百三十四條第一項第九條の十四第一項、第九條の二十、第十六條第一項及び第三項、第十七條の四第一項、第三項及び第四項、第十九條の八(國際大気汚染防止原動機証書の備置きに限る。)、第十九條の二十一の二、第十九條の二十九(國際二酸化炭素放出抑制船舶証書の備置きに限る。)、第十九條の三十五の四第三項、第十九條の四十五並びに第十九條の十五第三項(第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第一項及び第二十五條の五十九

別表第一(第三条及び第四条関係)

(略)	(略)
船員法(昭和二十二年法律第百号)	第五十八條の二、第六十七條第三項、第百條の十九第一項及び第百條の二十七
(略)	(略)
建設業法(昭和二十四年法律第百号)	第二十六條の十二第一項(第二十七條の三十二において準用する場合を含む。)
(略)	(略)
建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)	第二十四條の三第二項
(略)	(略)
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)	第八十四條第一項
(略)	(略)
放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十七号)	第四十一條の二十において準用する第四十一條の十三
(略)	(略)
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)	第百三十四條第一項 第九條の十四第一項、第九條の二十、第十六條第一項及び第三項、第十九條の二十一の二並びに第十九條の三十五の四第三項並びに第十九條の十五第三項(第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第一項及び第二十五條の五十九

<p>(略)</p> <p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)</p> <p>船舶油濁等損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)</p> <p>船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)</p>	<p>(略)</p> <p>第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項</p> <p>第二十条第一項及び第二項、第四十五条第一項及び第二項並びに第五十三条第一項及び第二項</p> <p>第八条第一項</p>
<p>(略)</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)</p>	<p>(略)</p> <p>第七十二条第一項及び第二項、第七十三条第一項、第五百十一条において準用する都市再開発法第三十一条第九項並びに第二百七十八条第一項</p>
<p>(略)</p> <p>自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)</p> <p>小型船舶の登録等に関する法律(平成十三年法律第二百二号)</p>	<p>(略)</p> <p>第二十條第二項</p> <p>第二十五條第一項</p>
<p>(略)</p> <p>国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)</p> <p>総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)</p> <p>海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法(平成二十五年法律第七十五号)</p> <p>船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一号)</p>	<p>(略)</p> <p>第十九條並びに第二十條第七項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第一項及び第二十五條の五十九</p> <p>第二十二條の二第二十二項において準用する道路運送車両法第九十四條の六第一項及び第二項</p> <p>第十八條</p> <p>第六條(有害物質一覽表確認證書の備置きに限る)、第二十二條並びに附則第六條第三項において準用する第三十條第三項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第一項及び第二十五條の五十九</p>
<p>(略)</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)</p>	<p>(略)</p> <p>第三條の十二第二項(第九條の三の二、第六十條、第七十七條及び第一百八條において準用する場合を含む)、第四條の十三第</p>

<p>(略)</p> <p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)</p>	<p>(略)</p> <p>第七十一条において準用する土地区画整理法第八十四条第一項</p>
<p>(略)</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)</p>	<p>(略)</p> <p>第七十二条第一項及び第二項、第七十三条第一項並びに第二百七十八条第一項</p>
<p>(略)</p> <p>自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)</p>	<p>(略)</p> <p>第二十條第二項</p>
<p>(略)</p> <p>国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)</p> <p>総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)</p> <p>船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律(平成三十年法律第六十一号)</p>	<p>(略)</p> <p>第二十條第七項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第一項及び第二十五條の五十九</p> <p>第二十二條の二第二十二項において準用する道路運送車両法第九十四條の六第一項及び第二項</p> <p>附則第六條第三項において準用する第三十條第三項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第一項及び第二十五條の五十九</p>
<p>(略)</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和二十六年運輸省令第九十一号)</p>	<p>(略)</p> <p>第三條の十二第二項(第九條の三の二、第六十條、第七十七條及び第一百八條において準用する場合を含む)、第四條の十三第</p>

土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）	第十六条の二条第一項
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	第三十八条第二項、第百三条第四項、第百一十一条第五項及び第二百三十五条第二項
船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）	第四十条、第四十三條第二項、第四十六條第四項、第五十一條第十項、第六十条の五第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十一条の二第一項及び第二項、第六十一条の三第一項及び第二項並びに第六十二条第一項
特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）	第十五条の三の三第三項、第十九条第二項、第二十五条第四項、第二十七条第九項及び第二十七条の二第九項
河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）	第二十七条の十一第一項及び第二十七条の十五第四項（これらの規定を第二十七条の二十一（第三十八条の四において準用する場合を含む。）及び第三十八条の四において準用する場合を含む。）
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）	第十条
小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）	第二十九条第一項並びに第三十四条第一項及び第二項
都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号）	第十条の二条第一項

土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）	第九條の七の四及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）並びに第四條の十八第一項及び第二項（これらの規定を第九條の七の四及び第八十四條の四において準用する場合を含む。）
危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）	第三十三條第四項及び第二百三十五條第二項
船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）	第四十六條第四項、第五十一條第七項、第六十条の五第三項、第六十一条第一項、第六十一条の二第一項、第六十一条の三第一項及び第六十二条第一項
特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）	第十九條第二項
河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）	第二十七條の十一第一項及び第二十七條の十五第四項（これらの規定を第二十七條の二十一（第三十八條の四において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する場合を含む。）
小型船造船業法施行規則（昭和四十一年運輸省令第五十四号）	第二十九條第一項並びに第三十四條第一項及び第二項

<p>内航海運組合法</p>	<p>第二十七条第一項（第五十八条において準用する場合を含む）、第三十一条第一項及び第二項（これらの規定を第五十八条にお</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>別表第二（第五条及び第六条関係）</p>	<p>（略）</p>	<p>船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）</p>	<p>第十七条</p>	<p>（略）</p>	<p>第十三条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
----------------	--	------------	------------	-------------------------	------------	--	-------------	------------	------------------------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

<p>内航海運組合法</p>	<p>第二十七条第一項（第五十八条において準用する場合を含む）、第三十一条第一項及び第二項（これらの規定を第五十八条にお</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>別表第二（第五条及び第六条関係）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
----------------	--	------------	------------	-------------------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

<p>(略)</p>	<p>いて準用する場合を含む。)、第三十四条第六項(第五十五条(第五十八条において準用する場合を含む。))及び第五十八条において準用する場合を含む。)、第三十七条第三項(第五十五条(第五十八条において準用する場合を含む。))及び第五十八条において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項(第五十八条において準用する場合を含む。))並びに第五十五条(第五十八条において準用する場合を含む。))において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百九十二条第一項</p>
<p>(略)</p> <p>都市再開発法</p>	<p>(略)</p> <p>第七条の十、第十五条の二第一項、第二十七條第六項、第五十条の三第一項及び第六十八條第一項</p>
<p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</p>	<p>(略)</p> <p>第九条の二十、第十六条第二項、第十七条の四第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項(第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九</p>
<p>(略)</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律</p>	<p>(略)</p> <p>第六十二条第一項及び第二項、第七十二条第三項、第八十条の三(第九十二条第八項において準用する場合を含む。)、第二百二十三條、第三百三十九條の二第一項、第四百四十六條第一項、第四百四十八條第三項において準用する都市再開発法第二十七條第六項、第二百六十六條第一項並びに第九十九條第一項</p>
<p>(略)</p> <p>総合特別区域法</p>	<p>(略)</p> <p>第二十二條の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四條の六第一項</p>
<p>(略)</p> <p>海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法</p>	<p>(略)</p> <p>第十八條</p>

<p>(略)</p>	<p>いて準用する場合を含む。)、第三十七条第三項(第五十五条(第五十八条において準用する場合を含む。))及び第五十八条において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項(第五十八条において準用する場合を含む。))並びに第五十五条(第五十八条において準用する場合を含む。))において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百九十二条第一項</p>
<p>(略)</p> <p>都市再開発法</p>	<p>(略)</p> <p>第七条の十、第二十七條第五項、第五十条の三第一項及び第六十八條第一項</p>
<p>(略)</p> <p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</p>	<p>(略)</p> <p>第九条の二十、第十六条第二項、第十九条の二十一の二及び第十九条の三十五の四第三項並びに第十九条の十五第三項(第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。)、第十九条の四十九第三項及び第四十三条の九第二項において準用する船舶安全法第二十五条の五十九</p>
<p>(略)</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律</p>	<p>(略)</p> <p>第六十二条第一項及び第二項、第七十二条第三項、第八十条の三(第九十二条第八項において準用する場合を含む。)、第二百二十三條、第四百四十六條第一項、第四百四十八條第三項において準用する都市再開発法第二十七條第五項、第二百六十六條第一項並びに第九十九條第一項</p>
<p>(略)</p> <p>総合特別区域法</p>	<p>(略)</p> <p>第二十二條の二第十二項において準用する道路運送車両法第九十四條の六第一項</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	第四条の十八第一項（第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
船員労働安全衛生規則	第八十九条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。） 第五条の二第四項及び第六条第三項
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令	
別表第三（第八条及び第九条関係）	
建設業法	第二十六条の十三第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
土地区画整理法	第二十八条第九項、第三十二条第十二項、第八十四条第二項及び第八十八条第二項
内航海運組合法	第三十七条第四項、第三十八条第四項及び第三十九条（これらの規定を第五十五条第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第四項
放射性同位元素等の規制に関する法律	第四十一条の二十において準用する第四十一条の七第二項第一号
都市再開発法	第二十七条第九項、第三十一条第十項、第八十三条第一項及び第三百三十四条第二項
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第七十二条第四項、第七十三条第二項、第一百四十八条第三項において準用する都市再開発法第二十七条第九項、第五百五十一条において準用する同法第三十一条第十項、第二百六十六条第一項及び第二百七十八条第二項

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則	第四条の十八第一項（第九条の七の四及び第八十四条の四において準用する場合を含む。）
船員労働安全衛生規則	第八十九条第一項（第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。）
別表第三（第八条及び第九条関係）	
建設業法	第二十六条の十二第二項（第二十七条の三十二において準用する場合を含む。）
土地区画整理法	第八十四条第二項及び第八十八条第二項
内航海運組合法	第三十七条第四項、第三十八条第四項及び第三十九条（これらの規定を第五十五条第五十八条において準用する場合を含む。）及び第五十八条において準用する場合を含む。）並びに第四十一条（第五十八条において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九条第四項
都市再開発法	第八十三条第一項及び第三百三十四条第二項
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第七十二条第四項、第七十三条第二項、第二百六十六条第一項及び第二百七十八条第二項

(略) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)	(略) 第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項 第二十七条第一項
(略) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 旅客自動車運送事業運輸規則 危険物船舶運送及び貯蔵規則	(略) 第四条の十三第二項(第九条の七の四、第七十条の五及び第八十四条の四において準用する場合を含む。) 第七条の二第一項 第七十一条第四項
(略) 船舶安全法施行規則	(略) 第五十六条第二項、第五十六条の二第三項、第五十六条の三第二項及び第六十条の五第二項
(略) 船員労働安全衛生規則 特殊貨物船舶運送規則	(略) 第八十四条第二項(第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。) 第二十五条第三項
(略) 河川法施行規則	(略) 第二十七条の十一第二項(第二十七条の二十一(第三十八条の四において準用する場合を含む。))及び第三十八条の四において準用する場合を含む。)
(略) 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令	(略) 第十二条第一項
(略) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	(略) 第十二条の二の十四第二項(第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。))及び第十二条の十七の二十
(略) マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	(略) 第八十七条第五項
(略) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号)	(略) 第二十一条の四
(略) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	(略) 第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十三第二項
(略) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則 旅客自動車運送事業運輸規則	(略) 第四条の十三第二項(第九条の七の四及び第八十四条の四において準用する場合を含む。) 第七条の二第一項
(略) 船舶安全法施行規則	(略) 第六十条の五第二項
(略) 船員労働安全衛生規則	(略) 第八十四条第二項(第九十一条の六及び第九十六条において準用する場合を含む。)
(略) 河川法施行規則	(略) 第二十七条の十一第二項(第二十七条の二十一(第三十八条の四において準用する場合を含む。))及び第三十八条の四において準用する場合を含む。)
(略) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則	(略) 第十二条の二の十四第二項(第十二条の二の二十六において準用する場合を含む。))
(略) マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	(略) 第八十七条第五項

(海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則の一部改正)
第三十八条 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則(平成十九年国土交通省令第七十二号)の一部を次のように改正する。
 第一条第一項第一号中「運転免許証」の下に「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)」を加える。
 第一号様式中「~~〇~~」を「~~〇~~」に改める。
 (特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正)
第三十九条 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第十号)の一部を次のように改正する。
 第十三号様式から第十九号様式まで及び第二十一号様式中「~~〇~~」を削り、「~~〇~~」を「~~〇~~」に改める。
 (建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正)
第四十条 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
 第一号様式中「~~〇~~」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第二号様式中「~~〇~~」及び備考1を削り、備考2を備考とする。
 第三号様式及び第四号様式中「~~〇~~」及び備考を削る。
 第五号様式中「~~〇~~」を削り、「~~〇~~」を「~~〇~~」に改める。
 第六号様式中「~~〇~~」を削る。
 第七号様式中「~~〇~~」及び備考を削る。
 第九号様式及び第十号様式中「~~〇~~」及び備考2を削り、備考1を備考とする。
 第十一号様式中「~~〇~~」及び備考を削る。

(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第四十一条 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。
 別記第二号様式中「~~〇~~」を削る。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第四十二条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成二十四年国土交通省令第八十六号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
<p>九 (略)</p>	<p>(集約都市開発事業計画の認定の申請) 第三条 法第九条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを市町村長が認め た図書)を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。 一〇七 (略) 八 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七 号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであつ て氏名及び住所を証明する書類、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにす ることができる書類</p>	<p>(集約都市開発事業計画の認定の申請) 第三条 法第九条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書(これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを市町村長が認め た図書)を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。 一〇七 (略) 八 申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債 に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類</p>

（国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）
第四十三条 国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。
第六条中「奄美群島振興開発特別措置法施行規則」を「国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則」に改める。

別記第二号様式中「㊸」を削る。

（小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）
第四十四条 小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。


別記第一号様式第一面中「㊸」及び注を削る。

別記第二号様式中「㊸」及び注1を削り、注2を注とする。
別記第四号様式中「㊸」を削る。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第四十五条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項第一号イ中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類」に改める。

様式第十一、様式第十二、様式第二十四及び様式第二十五中「 氏名

様式第四十一中「㊸」及び注意3を削る。

様式第四十三中「㊸」及び注意1を削り、注意2を注意とする。

様式第四十四中「㊸」及び注意3を削る。

様式第四十五及び様式第四十六中「㊸」及び注意を削る。

様式第四十七中「㊸」を削り、同様式注意中「 氏名を記載していただく」を「 氏名を記載していただく」に改める。

様式第四十八中「㊸」を削る。

様式第四十九中「㊸」及び注意を削る。

様式第五十一及び様式第五十二中「㊸」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

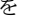
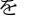
様式第五十四中「㊸」及び注意を削る。

様式第五十五中「㊸」及び注意3を削る。

様式第五十六中「㊸」及び注意1を削り、注意2を注意とする。

様式第五十七中「㊸」及び注意3を削る。

様式第五十八及び様式第五十九中「㊸」及び注意を削る。

様式第六十中「㊸」を削り、同様式注意中「 氏名を記載していただく」を「 氏名を記載していただく」に改める。

様式第六十一中「㊸」を削る。

様式第六十二中「㊸」及び注意を削る。

様式第六十三及び様式第六十四中「㊸」及び注意2を削り、注意1を注意とする。

様式第六十六中「㊸」及び注意を削る。

（国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則の一部改正）

第四十六条 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成二十九年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

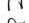
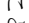
第六条第二項中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第二十八条第二項において同じ。）の写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。

第二十八條第二項中「又はこれに代わる書面」を「若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類」に改める。

第九号様式備考2中「 氏名、 住所又は~~住所~~の~~住所~~を~~記載~~することを「 氏名、 住所」に改める。

（賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四十七条 賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律施行規則（令和二年国土交通省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十一号備考2中「 氏名、 住所又は事務所長の印を押印すること」を「 氏名、 住所」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(建築士法施行規則の一部改正)

第四条 建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後

(一級建築士名簿の閲覧)

第九条の二 国土交通大臣は、法第六条第二項の規定により一級建築士名簿を一般の閲覧に供するため、閲覧規則を定めてこれを告示しなければならない。

(削る)

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一項の規

改正前

(一級建築士名簿の閲覧)

第九条の二 国土交通大臣は、法第六条第二項の規定により一級建築士名簿を一般の閲覧に供するため、登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)を設けなければならない。

2|| 国土交通大臣は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。

(規定の適用)

第九条の七 中央指定登録機関が法第十条の四第一項に規定する一級建築士登録等事務を行う場合における第一条の四、第一条の五第一項及び第二項、第二条、第四条から第五条まで、第六条第五項、第七条並びに第九条の二から第九条の五までの規定の適用については、これらの規定(第一条の五第一項及び第二項を除く。)中「国土交通大臣」とあるのは「中央指定登録機関」と、第一条の五第一項及び第二項中「これを国土交通大臣」とあるのは「これを中央指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号書式による一級建築士免許証」とあるのは「一級建築士免許証明書」と、第四条の二の見出し及び同条第三項並びに第五条の見出し及び同条第二項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第四条の二第一項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第二項中「法第五条第三項の規定により免許証」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項の規定により免許証明書」と、第五条第三項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消した場合又は第六条第四項の届出があつた場合」とあるのは「国土交通大臣が免許を取り消した場合又は建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一項の規

定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の三第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の三第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第四項」とする。

(工事監理報告に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十七条の十六 法第二十条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該結果を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)をもつて調製するファイルに結果を記録し

定により第六条第四項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」と、第九条の二第一項中「法第六条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第六条第二項」と、同条第二項中「告示」とあるのは「公示」と、第九条の三第一項中「法第十条の三第一項又は同条第二項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第一項又は同条第二項」と、同条第三項中「第三号の三書式による構造設計一級建築士証又は第三号の四書式による設備設計一級建築士証」とあるのは「構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証」と、第九条の四第二項中「法第十条の三第四項」とあるのは「法第十条の十九第一項の規定により読み替えて適用される法第十条の三第四項」とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十七条の十六 法第二十条第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建築士の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された結果を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該結果を記録する方法(法第二十条第四項前段に規定する方法による結果の報告を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに結果を記録したものを交付する方法

たものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 建築主がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるとあること。

二 ファイルに記録された結果について、改変を防止するための措置を講じていること。

三 前項第一号に掲げる方法にあつては、結果を建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を建築主に対し通知するものであること。ただし、当該建築主が当該結果を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(工事監理報告に係る電磁的方法の種類及び方法)

第十七条の十七 建築士法施行令(昭和二十五年政令第二百一十号。以下「令」という。)第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち建築士が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(工事監理報告に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十七条の十七の二 令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建築主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士の使用に係る電子計算機に令第七条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

2 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならぬ。

一 建築主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるとあること。

二 ファイルに記録された結果について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

(新設)

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第十七条の十七 建築士法施行令(昭和二十五年政令第二百一十号。以下「令」という。)第七条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項に規定する方法のうち建築士が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(新設)

- ロ 建築士の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、建築士がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(構造設計一級建築士への法適合確認)

第十七条の十七の二 (略)

2 (略)

(登録の申請)
第十七条の十九 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証明する書類

ロ (略)

二〇六 (略)

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面

(構造設計一級建築士への法適合確認)

第十七条の十七の二 (略)

2 (略)

(登録の申請)
第十七条の十九 (略)

2 (略)

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面

ロ (略)

二〇六 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十七条の三十九 法第二十二條の三の三第四項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と契約の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該契約の相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
 - 一 契約の相手方がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。
 - 二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。
 - 三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を契約の相手方に対し通知するものであること。ただし、当該契約の相手方が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使

第十七条の三十九 第十七条の十六の規定は、法第二十二條の三の三第

一項又は第二項の規定により契約の相手方に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第十七条の十六第一項第一号及び第三項中「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と、同条第一項第一号ロ及び第二号並びに第二項第二号中「結果」とあるのは「書面に記載すべき事項」と、同条第一項第一号ロ中「報告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法)

第十七条の四十 令第八条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(延べ面積が三百平方メートルを超える建築物に係る契約に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第十七条の四十一 令第八条第一項において準用する令第七条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 契約の相手方の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に令第八条第一項において準用する令第七条第一項の承諾又は令第八条第一項において準用する令第七条第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて契約の相手方の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法
- 二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

第十七条の四十 第十七条の十七の規定は、令第七条第三項において同条第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十七条の十七第一号中「前条第一項」とあるのは「第十七条の三十九において読み替えて準用する第十七条の十六第一項」と、「建築士」とあるのは「設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者」と読み替えるものとする。

(新設)

2 前項各号に掲げる方法は、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、設計受託契約又は工事監理受託契約の当事者の使用に係る電子計算機と、契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)
第二十二条の二の三 法第二十四条の七第三項の国土交通省令で定める

方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 管理建築士等の使用に係る電子計算機と建築主の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該建築主の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 建築主がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができものであること。

二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変を防止するための措置を講じていること。

三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録

(新設)

する旨又は記録した旨を建築主に対し通知するものであること。ただし、当該建築主が当該書面に記載すべき事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（重要事項説明に係る書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法）

第二十二條の二の四 令第八条第二項において準用する令第七条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち管理建築士等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

（重要事項説明に係る書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第二十二條の二の五 令第八条第二項において準用する令第七条第一項

の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 建築主の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて管理建築士等の使用に係る電子計算機に令第八条第二項において準用する令第七条第一項の承諾又は令第八条第二項において準用する令第七条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 管理建築士等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて建築主の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

（新設）

（新設）

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、管理建築士等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、管理建築士等の使用に係る電子計算機と、建築主の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二十二條の四 法第二十四條の八第二項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
イ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と委託者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該委託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法
二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 委託者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。
二 ファイルに記録された書面に記載すべき事項について、改変が行われていないかどうかを確認することができる措置を講じていること。

(情報通信の技術を利用する方法)

第二十二條の四 第十七条の十六の規定は、法第二十四條の八第一項の規定により委託者に書面の交付をしようとするときについて準用する。この場合において、第十七条の十六第一項第一号及び第三項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、同条第一項第一号ロ及び第二号並びに第二項第二号中「結果」とあるのは「書面に記載すべき事項」と、同条第一項第一号ロ中「報告」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。

三 前項第一号ロに掲げる措置にあつては、書面に記載すべき事項を建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する旨又は記録した旨を委託者に対し通知するものであること。ただし、当該委託者が当該書面に記載すべき事項を閲覧していただくことを確認したときはこの限りではない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(書面の交付に係る電磁的方法の種類及び方法)

第二十二條の五 令第八條第三項において準用する令第七條第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前條第一項各号に規定する方法のうち建築士事務所の開設者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第二十二條の五の二 令第八條第三項において準用する令第七條第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 委託者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に令第八條第三項において準用する令第七條第一項の承諾又は令第八條第三項において準用する令第七條第二項の申出(以下この項において「承諾等」という。)をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前條に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて委託者の閲覧に供し、当該電子計算機に備

第二十二條の五 第十七條の十七の規定は、令第七條第四項において同條第一項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十七條の十七第一号中「前條第一項」とあるのは「第二十二條の四第一項において読み替えて準用する第十七條の十六第一項」と、「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と読み替えるものとする。

(新設)

えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、建築士事務所の開設者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、建築士事務所の開設者の使用に係る電子計算機と、委託者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第四号書式（第十七条の十四の二関係）(A4)

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書
 建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

() 建築士 () 登録第 年 月 日
 氏名 () 知事登録第 号
 () 建築士事務所 () 所在地
 電話 番

委託者 殿

建築物の所在地	
建築物の名称及び用途	
建築面積	m ²
延べ面積	m ²
高さ	1 最高の高さ m 2 最高の軒の高さ m
階数	地上 階 地下 階
構造	造 一部 造
建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という。）第20条第1項第1号に掲げる建築物 2 法第20条第1項第2号に掲げる建築物 3 法第20条第1項第3号に掲げる建築物 4 法第20条第1項第4号に掲げる建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第1項に定める基準に従った構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算 6 その他（ ）
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	1 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	1 名称（ ） 2 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 3 認定番号（ ）
備考	

第四号書式（第十七条の十四の二関係）(A4)

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書
 建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

() 建築士 () 登録第 年 月 日
 氏名 () 知事登録第 号
 () 建築士事務所 () 所在地
 電話 番

委託者 殿

建築物の所在地	
建築物の名称及び用途	
建築面積	m ²
延べ面積	m ²
高さ	1 最高の高さ m 2 最高の軒の高さ m
階数	地上 階 地下 階
構造	造 一部 造
建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という。）第20条第1項第1号に掲げる建築物 2 法第20条第1項第2号に掲げる建築物 3 法第20条第1項第3号に掲げる建築物 4 法第20条第1項第4号に掲げる建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第1項に定める基準に従った構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算 6 その他（ ）
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	1 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	1 名称（ ） 2 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 3 認定番号（ ）
備考	

〔記入注意〕 (別名)

1 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。

2 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。

3 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。

4 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。「6 その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。

5 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で1又は6のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。

6 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

7 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。

① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合 その旨及び当該部分

② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合 その旨及び当該部分

③ この証明書に係る建築物が法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分有する場合 その旨及び当該部分

8 7②の場合にあつては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。

〔記入注意〕

1 この証明書に構造計算書を添え、この証明書と当該構造計算書に割印を押しってください。

2 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。

3 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。

4 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。

5 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。「6 その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。

6 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で1又は6のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。

7 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムについて記入してください。

8 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。

① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合 その旨及び当該部分

② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合 その旨及び当該部分

③ この証明書に係る建築物が法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分有する場合 その旨及び当該部分

9 8②の場合にあつては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。

第四号の二書式（第十七条の十五関係）(A4)
(表面)

工事 監 理 報 告 書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 () 号
氏名 () 建築士事務所 () 登録第 () 号
所在地

電話 番 番

建築主 殿

建築物の名称及び所在地	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
工事種別	第 号			
建築確認番号				
建築確認年月日	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	
工事期間	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の種類	概要
工事期間における主要な設計変更			名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることを確認	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格		
	確認年月日		確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計図書のとおり実施されていることの確認	確認年月日	確認事項		

第四号の二書式（第十七条の十五関係）(A4)
(裏面)

工事 監 理 報 告 書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 () 号
氏名 () 建築士事務所 () 登録第 () 号
所在地

電話 番 番

建築主 殿

建築物の名称及び所在地	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
工事種別	第 号			
建築確認番号				
建築確認年月日	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	
工事期間	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の種類	概要
工事期間における主要な設計変更			名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることを確認	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格		
	確認年月日		確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計図書のとおり実施されていることの確認	確認年月日	確認事項		

(裏面)

	確認日	確認事項	確認結果の概要
工事完了時における確認	年月日		
	年月日	注意の概要	工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要
工事施工者に与えた注意			
建築設備に係る意見	意見を聞いた年月日	意見を聞いた者の住所及び氏名	意見を聞いた者の勤務先住所及び名称
			意見を聞いた事項
備考		電話番号	

【記入注意】

- 1 工事監理を行った場合においては、連名で報告してください。
 - 1 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
 - 3 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
 - 4 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
 - 5 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
 - 6 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。
 - 7

(裏面)

	確認日	確認事項	確認結果の概要
工事完了時における確認	年月日		
	年月日	注意の概要	工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要
工事施工者に与えた注意			
建築設備に係る意見	意見を聞いた年月日	意見を聞いた者の住所及び氏名	意見を聞いた者の勤務先住所及び名称
			意見を聞いた事項
備考		電話番号	

【記入注意】

- 1 工事監理を行った場合においては、連名で報告してください。
 - 1 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 2 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
 - 3 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
 - 4 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
 - 5 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
 - 6 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。
 - 7

第七号の二書式 (第二十二條の二関係) (A.4)

建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類

(第一面)

建築士事務所 の 概要

年 月 日現在

建築士事務所	ふりがな	
	所在地	
登録	一級 建築士事務所 木造 () 知事登録第 号	
開設者	氏名又は名称	
管理建築士	一級 建築士 氏名 木造 () 登録第 号	
登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで

【記入注意】 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

(第二面)

建築士事務所の実績

年 月 日現在

【記入注意】

1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

2 【例】

国土 太郎 東京都 千代田区 霞ヶ関 〇—〇—〇 国土マンション 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及び工事監理 2007.2.1
五階建延700㎡

委託者	建築物所在地	建築物の名称及び用途	構造及び規模	業務内容	期間
-----	--------	------------	--------	------	----

第七号の二書式 (第二十二條の二関係) (A.4)

建築士法第24条の6の規定により閲覧に供する書類

(第一面)

建築士事務所 の 概要

年 月 日現在

建築士事務所	ふりがな	
	所在地	
登録	一級 建築士事務所 木造 () 知事登録第 号	
開設者	氏名又は名称	
管理建築士	一級 建築士 氏名 木造 () 登録第 号	
登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで

【記入注意】 建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

(第二面)

建築士事務所の実績

年 月 日現在

【記入注意】

1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

2 【例】

国土 太郎 東京都 千代田区 霞ヶ関 〇—〇—〇 国土マンション 共同住宅 鉄筋コンクリート造 設計及び工事監理 2007.2.1
五階建延700㎡

委託者	建築物所在地	建築物の名称及び用途	構造及び規模	業務内容	期間
-----	--------	------------	--------	------	----

